

子供・若者の「社会的・職業的自立」を目指した
教育支援の総合的な方策について

建 議

平成24年2月

東京都生涯学習審議会

は し が き

本書は、平成24年2月6日に第8期東京都生涯学習審議会から東京都教育委員会に対して建議されたものを、関係各位の御参考に供するため発行するものです。

広く御活用いただければ幸いです。

平成24年2月

東京都教育庁地域教育支援部

平成 24 年 2 月 6 日

東京都教育委員会 殿

第 8 期 東京都生涯学習審議会
会長 遠藤 勝 裕

子供・若者の「社会的・職業的自立」を目指した
教育支援の総合的な方策について（建議）

本審議会は、標記の事項について、審議を重ねてまいりましたが、この度次
とおりまとめましたので、ここに建議します。

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 本建議の目的 | |
| 1 子供・若者の自立を支援する国の動向 | 2 |
| 2 東京都教育委員会における取組と本建議の目的 | 3 |
| 第2章 キャリア教育の推進における企業・大学・NPO等と学校との連携の現状 | |
| 1 企業・大学・NPO等によるキャリア教育支援の必要性 | 6 |
| 2 公立小・中学校における企業・大学・NPO等との連携の現状 | 6 |
| 3 都立学校における企業・大学・NPO等との連携の現状 | 8 |
| (1) 都立高校の場合 | |
| (2) 都立特別支援学校の場合 | |
| 4 企業・大学・NPO等による教育支援活動の現状 | 9 |
| (1) 企業 | |
| (2) 大学・専門学校 | |
| (3) NPO | |
| 第3章 企業・大学・NPO等による教育支援の意義 | |
| 1 子供・若者の「学ぶ意欲」、「働く意欲」を引き出す | 16 |
| 2 多様な主体との相互交流が子供・若者の成長・発達を支える | 17 |
| 3 子供・若者の「社会的・職業的自立」の捉え方 | 19 |
| (1) 「社会的自立」について | |
| (2) 「職業的自立」について | |
| (3) 「社会的・職業的自立」の捉え方 | |
| 4 教育支援において企業・大学・NPO等に期待される役割 | 23 |
| 第4章 東京都教育委員会が進めるべき企業・大学・NPO等との連携による教育支援の総合的な方策について | |
| 1 公立小・中学校への教育支援について | 26 |
| (1) 公立小・中学校に求められること | |
| (2) 今後東京都教育委員会が進めるべき公立小・中学校支援の方策 | |
| (3) 地域における小・中学校段階の子供への支援方策 | |
| 2 都立学校への教育支援について | 28 |
| (1) 都立高校への教育支援について | |
| (2) 企業・大学・NPO等と連携した都立高校生の「社会的・職業的自立」支援事業 | |

| | |
|---|----|
| ア 企業・大学・NPO等と連携した教育支援プログラムの開発・実施 | |
| イ 高校中途退学者等に対する支援策 | |
| (3) 都立特別支援学校への教育支援について | |
| ア 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を通じた都立特別支援学校への支援の充実 | |
| 3 企業・大学・NPO等との連携を推進するために | 37 |
| (1) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会への期待 | |
| (2) 東京都教育委員会の社会教育主事に今後期待される役割 | |
| おわりに | 42 |
| 引用文献・参考文献 | 43 |
| 参考資料1 | 45 |
| 1 第8期東京都生涯学習審議会委員名簿 | |
| 2 第8期東京都生涯学習審議会審議経過 | |
| 参考資料2 | 49 |
| 1 第8期東京都生涯学習審議会 「平成21年度外部団体と連携した学校教育活動に関する調査」 | |
| (1) 調査用紙 | |
| (2) 集計結果（概要） | |
| 2 全国都道府県教育長協議会第2部会平成22年度調査研究 「地域の教育力を活用した学校支援施策のあり方」 | |
| (1) 調査用紙 | |
| (2) 集計結果（概要） | |

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、「絆（きずな）」の重要性が改めて認識された。困難な生活環境の下に置かれながらも、人々が手を取り合い、お互いのことを思いやりながら、共に一歩ずつ生活を立て直していく姿は、日本中に大きな感銘を与えた。

このような人々のつながり・信頼感・お互いさま意識に支えられた地域社会を育む力は、近年「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）」と呼ばれ、教育と大きな関係があると言われている。

地域社会を育む力を、東京都生涯学習審議会では一貫して「地域教育」という言葉で表現し、地域教育の活性化に向けた施策の提言を行ってきたところである。

今回の建議は、保護者や教員、地域住民だけではなく、企業・大学・NPO関係者といった社会を構成する主体が子供・若者の「社会的・職業的自立」に向け、どのような支援を行うかに焦点を当てている。いわゆる「キャリア教育」と呼ばれるものに関心が寄せられている今、これらの主体の役割の重要性がより一層増してきている。

教育という営みには、本来子供・若者を「自立した一人の人間」に育て上げていくという役割がある。しかし、教育をめぐる議論は、とかく学力にその関心が向けられる傾向が強い。子供・若者が自立した社会人・職業人となり、社会的責任を果たし、他の人々と協力して生きていくためには、彼らが確かな学力を身に付けるとともに、実社会の中で生活するための基礎的な力を身に付けていくことが不可欠であり、このような力は、「社会的関係性」の中で獲得されていくものである。

子供・若者が実社会と関わり、多様な人々とつながり、地域の取組に参加することを通じて、自立した一人の人間として成長していき、今度は彼らが次の社会の担い手を育成していく。このような好循環を地域や社会の中に生み出していくことが私たちの目指すところである。

第1章 本建議の目的

1 子供・若者の自立を支援する国の動向

- 子供・若者を自立した社会人・職業人として育成していくことが、日本社会において喫緊の課題となっている。
- 平成 15 年 6 月に策定された「若者自立・挑戦プラン」¹では、若者の高い失業率²や離職率³、増加するニート（若年無業者）⁴等を背景に、教育・雇用・産業政策の連携を強化し、若者が自らの可能性を高め、挑戦し、活躍できる社会の実現、生涯にわたり自立的な能力向上・発揮ができ、やり直しがきく社会の実現を目指すことが示された。
- また、若者が可能性を高め、活躍できる社会を構築するためには、就業機会の創出や人材育成のための政策を重点的に実施し、ニートやひきこもり等の若年者問題の原因を若者自身のみに帰することなく、教育、人材育成、雇用など、社会システムの問題として捉え、対応するという方向性が打ち出された⁵。
- 「若者自立・挑戦プラン」を受けて、文部科学省や厚生労働省をはじめとする各省庁では、学校段階からのキャリア教育の強化や、フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上等、施策の事業化を図ってきたところである⁶。
- さらに、平成 21 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進法」⁷が成立（平成 22 年 4 月施行）し、教育、福祉、雇用など、各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子供・若者への支援を行うためのネットワーク整備が、国及び地方公共団体の役割として位置付けられた。
- 教育の分野では、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つとして、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が盛り込まれた。同法第 13 条に、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新設されたが、地域住民等とは、「企業をはじめとした社会を構成する全ての主体」のことを指しており、社会全体が連携・協力して、子供・若者を育成していくことの重要性が示された。
- 平成 20 年 3 月に改訂された「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」では、子供たちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念の下、「基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる」、「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む」、「学習に取り組む意欲を養う」ことを掲げている。
- また、平成 21 年 3 月に改訂された「高等学校学習指導要領」では、「総則」の中に「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学

校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進する」という形で、キャリア教育の用語が初めて盛り込まれた。

- 中央教育審議会は、平成23年1月「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（以下「中教審キャリア教育答申」という。）をまとめ、学校から社会・職業への移行や、社会的・職業的自立の課題は、社会全体を通じた構造的な問題であると指摘し、「学校におけるキャリア教育・職業教育の基本的方向性」や「発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方」等を示した。
- このように、国においては、行政分野の垣根を越えて、子供・若者を「社会総がかり」で育成する必要性が示されている。

2 東京都教育委員会における取組と本建議の目的

- 東京都教育委員会では、各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図っていくことができる自立した人材を育成するという立場から、キャリア教育を推進している。
- 学校におけるキャリア教育の普及・啓発とともに、学校を離れ、実際に仕事を体験し、社会の一員としての自覚を促すため、都内の公立中学校等の生徒を対象とした「職場体験」を実施しているほか、社会や職業に関わる様々な現場における体験的な学習の機会として、都立高校において「インターンシップ」の取組を進めている⁸。
- また、第5期東京都生涯学習審議会答申（平成17年1月）に基づき、子供・若者に体験活動の機会を提供することを目指し、平成17年8月に、東京都教育委員会と企業・大学・NPO等とのネットワークを作り、教育支援活動を展開するための「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」⁹（以下「ネットワーク協議会」という。）を設置した。
- ネットワーク協議会では、都内各地の教育支援コーディネーター¹⁰の相互研鑽や研修の機会を提供¹¹しているほか、情報誌や生涯学習情報ホームページ等を通じて、企業・大学・NPO等が企画した教育支援活動の情報を提供している。あわせて、企業・大学・NPO等が開発した教育支援プログラムを学校や教育支援コーディネーターに紹介するとともに、教育支援プログラム開発へのアドバイスを行うなどの取組を展開している。
- これまでのキャリア教育の取組には、勤労観・職業観の育成のみに焦点が当てられてしまう傾向があったこと¹²や、企業・大学・NPO等の社会人・職業人としての知識や経験の豊かな者が積極的に教育支援活動に参加・参画していく具体的な仕組みが整えられていないことなどの課題がある。

- 本建議の目的は、子供・若者を自立した社会人・職業人として育成することを目指し、これまでのキャリア教育における課題等を整理し、学校と企業・大学・N P O等との連携をより一層進めるための施策の在り方について、東京都教育委員会に提案することである。

(第1章 注)

- 1 「若者自立・挑戦プラン」は、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び経済財政政策担当大臣による連名で策定された。
- 2 総務省統計局「労働力調査」(平成22年)によれば、15歳から24歳までの失業率は9.4%である。また、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1~3月調査)(平成22年)によれば、15歳から24歳までの非正規雇用率は31.7%である。
- 3 厚生労働省「新規学校卒業者の就職離職状況調査」によれば、平成20年3月の卒業者のうち、中学卒で64.7%、高校卒で37.6%、大学卒で30.0%が、新規学卒就職後3年以内に離職している。
- 4 総務省統計局「労働力調査」によれば、ニートとは、15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を指す。平成14年以降、60万人超で推移している。
- 5 児美川孝一郎(平成19年)の整理によれば、「若者自立・挑戦プラン」(平成15年)以降取り組まれた施策は、以下のように整理できる。
 - ①小学校段階からのキャリア教育の推進、②「日本版デュアルシステム(実務・教育連結型人材育成システム)」の試行、③若者のキャリア高度化への取組(専門職大学院、21世紀COEプログラム等)、④「若者自立塾」の開講、⑤相談活動等を通じた若者の就労支援(ジョブサポーターの活用等)、⑥「ジョブ・カフェ(若年者のためのワンストップセンター)」の設置、⑦若者に対する能力評価を明確化するためのシステム作り(YESプログラム等)、⑧創業・起業支援による若者の就業機会の創出、⑨起業家教育の推進、⑩若年者トライアル雇用の実施
- 6 文部科学省「新キャリア教育プラン推進事業」、「キャリア教育実践プロジェクト(キャリア・スター・ウィーク等)」、厚生労働省「キャリア探索プログラム」、「ジュニアインターンシップ」、経済産業省「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」、「キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業」など
- 7 同法第6条の規定に基づき、年次報告書として「子ども・若者白書」が毎年国会に提出されている。
- 8 平成22年度には、約6割の都立高校で、様々な企業等でのインターンシップが実施されている(東京都教育委員会「都立高校と生徒の未来を考えるためにー都立高校白書(平成23年度版)ー」(平成23年9月)23頁)。
- 9 ネットワーク協議会には、平成23年12月末現在で333団体が加盟している。なお、詳しい活動内容については、「東京都生涯学習情報ホームページ」(<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/sesaku/schooling.html>)参照
- 10 学校と地域、企業・大学・NPO等との橋渡し役として、学校側の実態に即して、外部の講師やボランティアが効果的に子供たちの教育活動を支援できるよう、教員をサポートしながら、コーディネート活動を行う人を指す。
- 11 ネットワーク協議会では、年1回の「教育支援コーディネーター・フォーラム」(企業・NPO関係者と教育支援コーディネーターとの交流会、400人規模)、年4~5回程度の「教育支援コーディネーター・ミーティング」(区市町村の教育支援コーディネーターたちの相互研鑽の場)の機会を提供している。
- 12 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月)18頁参照

第2章 キャリア教育の推進における企業・大学・NPO等と学校との連携の現状

1 企業・大学・NPO等によるキャリア教育支援の必要性

- キャリア教育の定義は、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育」¹とされる。
- キャリア教育は、その必要性は認識されつつも、中学生の職場体験などの一部の成果を上げたほかは、十分に学校教育に浸透したとは言えない状況にある。平成23年1月の中教審キャリア教育答申では、「キャリア教育を端的に『勤労観・職業観を育てる教育』²と表現したことにより、その後の学校教育における取組が勤労観・職業観の育成のみに焦点が絞られてしまい、現時点においては社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまった」と指摘している。
- 多くの学校現場でキャリア教育を「新しい教育活動を指すものではない」と位置付けた結果、従来の教育活動のままでよいと誤解したり、「体験活動が重要」という側面ばかりに着目し、職場体験活動の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなす傾向があるなど、一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準に、ばらつきもあった。
- そこで、中教審キャリア教育答申では、「キャリア教育は、一人一人の生き方にかかり、自己と働くこととの関係付けや価値付けを支援する教育であり、キャリア形成には、一人一人の成長・発達の過程における様々な経験や人との触れ合いなどが総合的にかかわってくる。教育基本法や教育振興基本計画の考え方の下、キャリア教育を十分に展開するためには、学校が家庭や地域・社会、企業、経済団体・職能団体等の関係機関、NPO等と連携することが不可欠である」と指摘している。

2 公立小・中学校における企業・大学・NPO等との連携の現状

- 学校教育における企業・大学・NPO等との連携は、平成14年度に「総合的な学習の時間」が導入されたことをきっかけに促進された。しかしながら、学校教育における企業・大学・NPO等といった外部資源の活用は、一定の広がりを見せてはいるものの、十分であるとは言い難い。
- そこで、本審議会では、平成22年10月から11月にかけて都内の公立小・中学校（全1,909校の2割となる382校を無作為抽出）に対し、「外部団体（企業、地域の団体等）との連携の状況」に関する調査（以下「外部団体連携調査」という。）を行った。その結果、89.7%の公立小・中学校が外部団体と連携していると回答している。外部団体等との連携状況は、1校当たりの連携団体数は5.2団体であり、このうち企業との連携は1.9団体という状況である。また、企業等の教育支援プログラムを活用したこと

がある学校は全て「今後も引き続き実施したい」と回答しており、「児童・生徒に実社会のことを、実感を持って伝えられる」といった意見から、学校側も企業等の教育支援プログラムを活用するメリットを感じていないわけではない。

- しかし、現実には企業等の教育支援プログラム活用はあまり広がりを見せていない。まずはその原因を明らかにする必要がある（表1参照）。

表1 学校教育において、企業等の教育支援プログラムの活用が進まない理由

〔1 学校側の体制の問題〕

- (1) 校務分掌に外部団体との連携担当（窓口）が位置付けられていない。
 - ・外部団体連携調査では、44.3%の学校が「（外部団体との）連携組織も担当者も特に設けてはいない」と回答、42.1%の学校が「校務分掌上の組織はないが、専門の担当者は設けている」と回答している。
- (2) 学校側に教育支援プログラムを活用するためのスキルやノウハウがない。
- (3) 授業時間数の増加に伴い、企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを授業に組み込む時間的余裕がない。
- (4) 多忙な業務を抱える教員には、外部団体と打合せを行う時間の確保が難しい。

〔2 企業・大学・NPO等側の問題〕

- (1) 学校の教育課程に関する理解が十分でない。
 - ・自らが作成した教育支援プログラムを学校にそのまま当てはめれば事足りるという考えがある。
 - ・教育支援プログラムを効果的に教育課程へ導入するためには、学校側のニーズに応じて、柔軟に教育支援プログラム内容を変える必要があるという認識を持っている企業・大学・NPO等が少ない。
- (2) 企業・大学・NPO等に教育支援コーディネーターの存在が十分に知られていない。

〔3 東京都教育委員会による仕組み作りの問題〕

- (1) 学校側のニーズと企業・大学・NPO等側のニーズをマッチングさせる仕組みが十分に機能していない。
- (2) 企業・大学・NPO等が提供する教育支援プログラムを事前にチェックし、推奨できるものを学校に提供できるような仕組みがない（いわゆる「情報を厳選し、学校に提供する機能」）。

- 学校と地域との連携の取組は、東京都教育委員会の「地域教育プラットフォーム」作りの取組をはじめとして、全国の地方公共団体で独自の展開を見せていた³。これらの取組を背景に、平成20年度に文部科学省が施策化した「学校支援地域本部事業」（都事業名：学校支援ボランティア推進協議会事業。以下「学校支援ボランティア推進協議会事業」という。）を都内で実施している区市町村は22区市、643校に上る（平成

23年度申請数)。その中から地域・社会と学校との橋渡し役を担う教育支援コーディネーター⁴が続々と誕生してきている。

- しかし、学校支援ボランティア推進協議会事業が実施されているのは、都内に約1,900校ある公立小・中学校のうち3割強といった状況であり、教育支援コーディネーターの力量も十分に形成されているとは言い難い⁵との声も上がっている。

3 都立学校における企業・大学・NPO等との連携の現状

(1) 都立高校の場合

- 平成22年度に全国都道府県教育長協議会第2部会が行った調査⁶では、企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを活用している都立高校は、46.3%であった。プログラムを活用した都立高校の93.5%が「(プログラムを)今後も積極的に活用したい」又は「機会があれば活用したい」と回答している。
- 企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを導入した場面は、「特別活動」と「総合的な学習の時間」が多く、これらの時間は教育課程の中で比較的企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを導入しやすい時間であると言える。
- 「今後も企業等のプログラムを活用したい」と回答した理由(自由回答)を例示すると、「外部専門家による指導を受けることは、学校が社会と価値観を共有し、生徒たちにとって、より大きな物事を考える機会となる」、「日常の学校活動で聞くことのできない内容で、生徒の進路意欲・学習意欲を高めるのにとても有効である」といったものや、「教員では指導が困難な領域・分野についての指導を依頼したい。教員とは異なる社会人経験を生徒に伝えて欲しい」といった声が寄せられている。
- 一方、「外部人材の活用についての課題」については、「予算確保が困難である」、「外部人材の活用、発掘方法がよく分からない」、「事前の打合せに時間がかかりすぎる」、「(学校側の)専門窓口を決めていないため、計画的に外部人材の活用を図るまでには至っていない」という回答が多かった。また、「教員と外部講師との間で教育方法の違いがしばしば露呈し、担任や教科担当者との間がぎくしゃくしやすい」などといった問題も指摘されている。

(2) 都立特別支援学校の場合

- 都立特別支援学校の場合は、全国都道府県教育長協議会第2部会が行った調査によれば、企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを活用している特別支援学校(高等部)は55.2%である。教育支援プログラムを活用した特別支援学校(高等部)のうち、87.5%が「(プログラムを)今後も積極的に活用したい」又は「機会があれば活用

したい」と回答している。

- 企業・大学・NPO等の教育支援プログラムを導入した場面は、「教科」、「総合的な学習の時間」の順で多い。知的障害特別支援学校高等部の教育課程には、教科として「職業」が設定されており、この時間を外部人材の活用に当てていることが分かる。
- 「今後も企業等のプログラムを活用したい」と回答した理由（自由回答）を例示すると、「学校では取り組むことが難しい専門的な内容に関して、生徒に分かりやすいプログラムが準備されている」、「コミュニケーションが苦手な生徒にとって、NPOのスタッフの方と一緒に接客することで、就労前の良い体験学習の機会になった」という回答があった。
- 一方、「外部人材の活用についての課題」については、「予算確保が困難である」、「障害児に理解があり、かつ、外部支援者としての専門性がある人材の確保が難しい」、「外部人材に関する情報が少ない」、「年間指導計画の中にうまく組み込むことが難しい」といった問題も指摘されている。

4 企業・大学・NPO等による教育支援活動の現状

(1) 企業

- 企業による教育支援活動は、平成14年度の「総合的な学習の時間」の導入をきっかけに活性化した。表2の社団法人日本経済団体連合会の社会貢献推進委員会の調査からも分かるように、企業の教育支援活動に関する関心は依然として高い位置を占めていることが分かる（表2参照）。
- 「総合的な学習の時間」が導入された当時は、企業側からのアプローチを学校教育側が積極的に受け入れようとする姿勢に乏しかった。その理由は、企業が営利を目的として教育に関わろうとしているのではないかという心配と、一方的に作成したプログラムを学校に押し付けるという状況が見られたためである。つまり、学校側には企業の教育支援活動の意味が十分に伝わっておらず、企業側には学校の教育課程に対する理解が十分でないというミスマッチが生じていたのである。

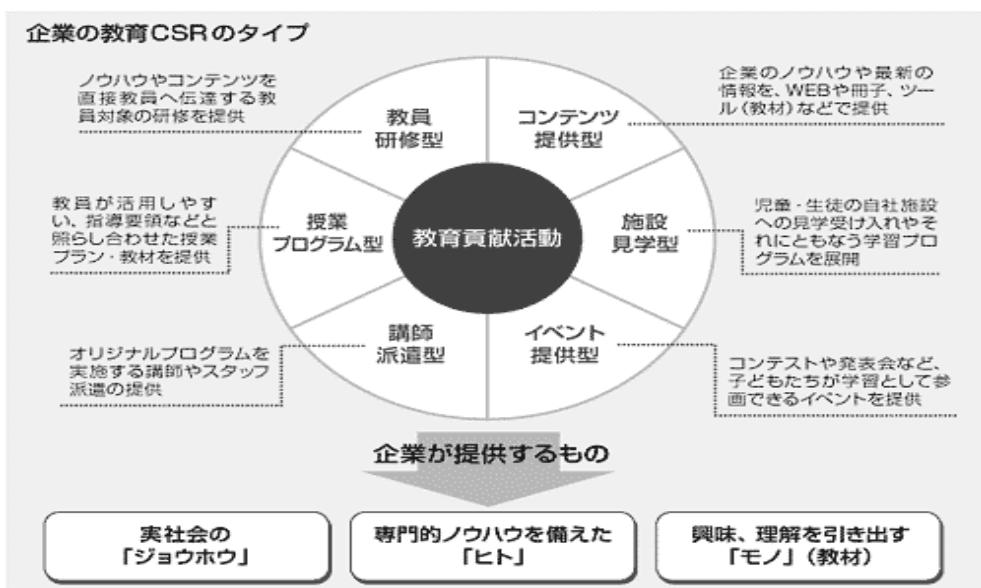
表2 企業の社会貢献 分野別支出割合

| | 03年度 | 04年度 | 05年度 | 06年度 | 07年度 | 08年度 | 09年度 | 08-09 比 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 社会福祉、ソーシャル・インクルージョン | 7.8% | 5.8% | 5.4% | 5.0% | 3.9% | 4.4% | 5.3% | +1.0 |
| 2. 健康・医学、スポーツ | 15.4% | 11.6% | 13.6% | 11.8% | 10.7% | 12.1% | 12.7% | +0.6 |
| 3. 学術・研究 | 13.5% | 14.0% | 14.2% | 20.3% | 14.2% | 13.2% | 14.8% | +1.6 |
| 4. 教育・社会教育 | 10.0% | 12.6% | 16.1% | 15.9% | 16.6% | 17.3% | 18.8% | +1.5 |
| 5. 文化・芸術 | 17.4% | 18.7% | 16.1% | 13.2% | 14.3% | 14.6% | 11.6% | -3.0 |
| 6. 環境 | 12.9% | 11.5% | 10.8% | 9.4% | 11.6% | 13.5% | 12.4% | -1.2 |
| 7. 地域社会の活動、史跡・伝統文化保全 | 9.5% | 10.5% | 10.9% | 9.1% | 9.3% | 10.1% | 10.9% | +0.9 |
| 8. 国際交流 | 3.2% | 3.4% | 2.6% | 3.2% | 3.4% | 3.4% | 3.0% | -0.4 |
| 9. 災害被災地支援 | 0.6% | 4.2% | 1.9% | 1.6% | 2.9% | 3.8% | 2.4% | -1.4 |
| 10. 防災まちづくり、防犯 | | 0.2% | 0.3% | 0.1% | 0.7% | 0.1% | 0.2% | 0.0 |
| 11. 人権、ヒューマン・セキュリティ | 0.4% | 0.1% | 0.1% | 0.3% | 0.0% | 0.1% | 0.1% | 0.0 |
| 12. NPOの基盤形成 | 0.3% | 0.2% | 0.3% | 0.3% | 0.1% | 0.3% | 0.5% | +0.2 |
| 13. 雇用創出及び技能開発、就労支援 | | | | | | | 0.4% | — |
| 14. 政治寄付 | 1.2% | 1.3% | 1.4% | 1.7% | 1.4% | 1.3% | 1.0% | -0.3 |
| 15. その他 | 7.8% | 6.1% | 6.3% | 8.3% | 10.8% | 5.9% | 6.0% | +0.1 |

(出典) 社団法人日本経済団体連合会社会貢献推進委員会 「2009年度 社会貢献活動実績調査結果」

- 企業からの教育支援活動は、一般的にCSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)⁷の一環として行われるケースが多い。具体的には、教育現場への講師派遣や教材の開発・提供、施設見学、職場体験プログラムなど、企業が社会の一員として教育活動に参加することなどが挙げられる。教育分野のCSR活動の内容を整理すると、図1のようになる。

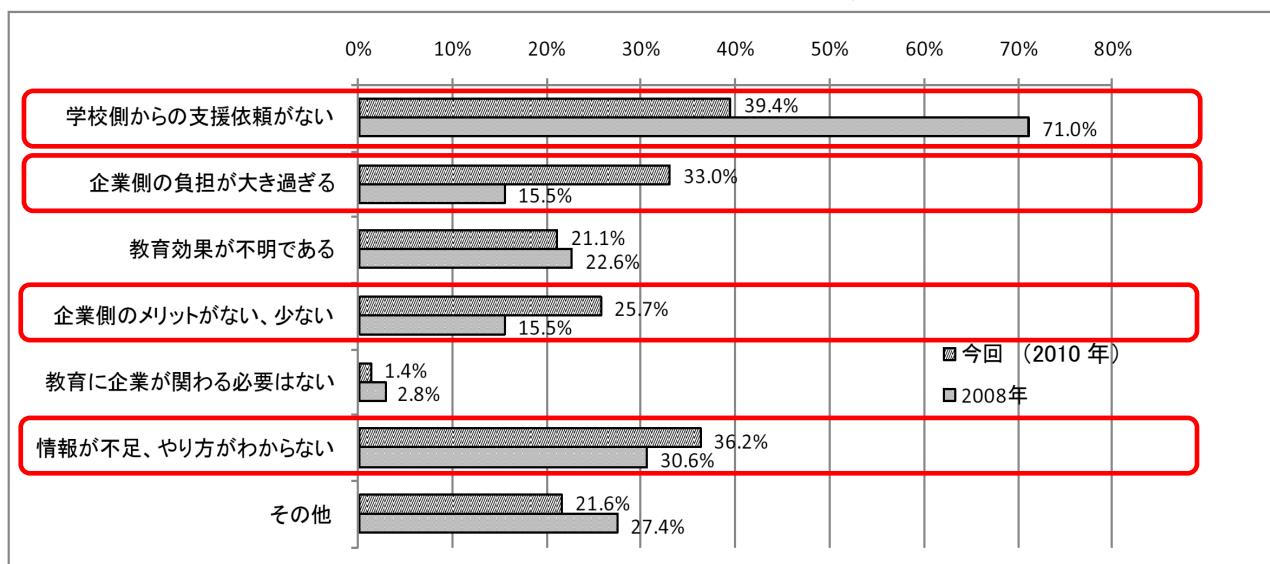
図1 教育CSR活動のタイプ



(出典) キャリア教育開発推進コンソーシアム ホームページ (<http://www.career-program.ne.jp/csr/>) から引用

- また、経済団体が教育支援活動に取り組んでいる場合もある。例えば、公益社団法人経済同友会（以下「経済同友会」という。）では、平成 11 年度から、経営者による出張授業と教員や保護者向けの研修会の実施など、学校と経営者との交流活動⁸を継続して推進している。経済同友会のメンバーは、子供・若者に伝えたい共通メッセージとして、「働くことの意義・喜び」、「学ぶことの大切さ」、「人として大切なこと」、「自立すること」の4点を挙げて、出張授業を展開している。この活動を通じて、経営者たちは次代を担う子供・若者の職業観の育成に寄与するとともに、教員や保護者に対しては、企業、社会の変化やそこで求められる人材の在り方について伝えることを目指している。
- 東京商工会議所教育問題委員会が平成 22（2010）年 8 月に出した「『企業による教育支援活動』に関する調査集計結果」⁹では、回答を得た 629 社のうち、65.2% の企業が教育支援活動を実施している。企業が取り組む教育支援活動の内容は「事業所への受入れ」（88.8%）、次いで「講師派遣」（42.0%）、「授業プログラムの提供」（20.7%）など、多様な活動を展開している。
- 一方で、教育支援活動を実施していないと回答した企業が 34.7% あり、その理由をまとめたのが、図 2 である。

図 2 企業が教育支援活動を実施していない理由（複数回答）



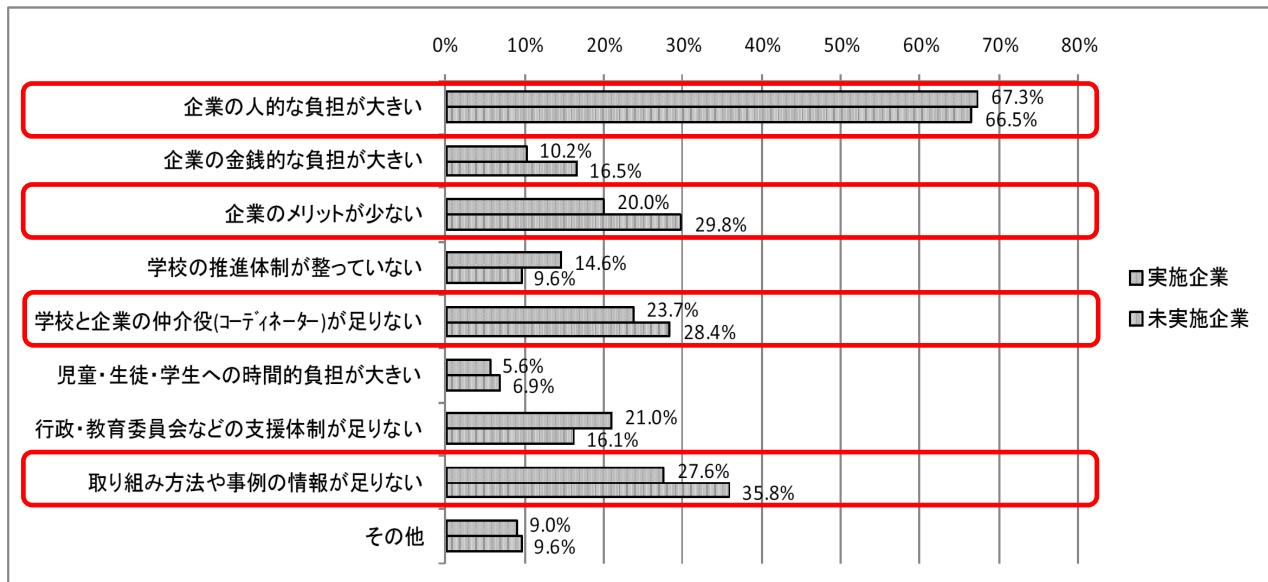
（出典）東京商工会議所教育問題委員会『企業による教育支援活動』に関する調査集計結果(平成 22(2010)年)

- この図を見て分かるように、教育支援活動を行わない理由は、「学校側からの支援依頼がない」（39.4%）、「情報が不足、やり方がわからない」（36.2%）、「企業側の負担が大き過ぎる」（33.0%）、「企業側のメリットがない、少ない」（25.7%）となっている。東京商工会議所が平成 20（2008）年に実施した調査では、「学校側からの支援依頼がない」という理由が 71.0% もあったのに対し、2 年後の本調査ではそれが約 4 割に

減少したのに反比例して、企業側の負担の大きさを指摘する回答数が増加しているという現象が起きていることが分かる。

- また、教育支援活動をしている企業の課題としては、「企業の人的な負担が大きい」(67.3%)、「取り組み方法や事例の情報が足りない」(27.6%)、「学校と企業の仲介役(コーディネーター)が足りない」(23.7%)、「企業のメリットが少ない」(20.0%)などが挙げられている(図3参照)。

図3 教育支援活動の課題(三つまで選択、全ての企業を対象)



(出典) 東京商工会議所教育問題委員会『企業による教育支援活動』に関する調査集計結果(平成22(2010)年)

- 企業が教育支援に関わることの意義は、子供・若者が働いている人の仕事に対する姿勢や生き方に触れることができる、つまり「大人のロール・モデル」を身近で体験できることにある。企業にとっては、働くことの意義や企業の社会的役割を子供・若者に伝えることを通じて、教育現場や地域社会に貢献するとともに、教育支援に関わった社員自身が、子供・若者とのやり取りを通じて自らの仕事の社会的意義を確認するという互恵的な効果もある。
- また、学校が「キャリア教育」に取り組まなければならなくなつた現在では、学校側から企業等との連携を進めていきたいという希望が出されている。これを一過性のものとせず、学校と企業が、双方に利益(メリット)をもたらす「Win-Win」の関係を構築できるような連携を進めることが重要である。

(2) 大学・専門学校

- 大学は教育と研究を本来的な使命としているが、大学に期待される役割は変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。具

体的には、教育・研究機能の拡張（extension）としての大学開放の一層の推進や、地域社会・経済社会との連携を視野に入れた取組が求められている。

- 平成19年4月に内閣府都市再生本部が実施した「大学と地域との取組実施についてのアンケート調査結果」では、49.8%の区市町村が「大学と連携した事業を行っている、又は今後予定している」と回答している。しかし、これまでの大学と地域との連携といえば、地元の区市町村教育委員会と連携し、大学公開講座を行うといった形にとどまっているケースが多かった。
- このような状況の中で積極的に教育支援に乗り出した大学もある。例えば、東京学芸大学は、平成21年6月に、「広く一般市民を対象として大学の『知』（教育に関するノウハウ）を地域に還元していくことで、子供が健全に育つ環境の整備、学校内外の教育力の向上に寄与すること」を目的に、NPO法人東京学芸大こども未来研究所（以下「こども未来研究所」という。）を設立した。こども未来研究所では、都内区市町村と連携し、地域教育支援人材養成講座に取り組んでいる。
- 大学生が学校や地域の教育活動に参加し、地域住民や教員、そして子供・若者との直接的な触れ合いを通じ、社会関係を体験的に学ぶことは、学生自身にとっても人間的成長を遂げる上で大きなメリットとなる。加えて大学生が教育活動に関わることを通じて、子供・若者に「大人のロール・モデル」（いわば「先輩」や「お兄さん・お姉さん」的役割）を提示する効果もある。
- このように、今後は大学教員の地域貢献のみならず、大学生たちの地域貢献・教育参加という点からの教育支援活動が重要になってくる。しかし、現状ではネットワーク協議会に加盟している大学数は11団体にとどまっており、全体の約3%にすぎない。今後、大学側の地域や社会への貢献活動が活性化することを期待する。
- 専門学校¹⁰は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として設置され、社会的要請に弾力的に応えて多様な職業教育を実施している。
- 専門学校の中には積極的にキャリア教育・職業教育への支援に取り組み始めたところもある。中でも都内の専門学校12校が分野の枠を越えて次代を担う人材育成に貢献することを目指し、平成20年6月に設立された専門学校コンソーシアムTokyoでは、平成21年度から小学生から高校生までを対象としたキャリア教育・職業体験プログラム「Tokyoしごと俱楽部」を毎年開催するなど、積極的に教育支援活動に取り組んでいる。
- また、専門学校の専門性を發揮し、子供・若者のコミュニケーション力を高める教育プログラムを開発する¹¹など、独自の教育支援活動を展開しているところもある。今

後、専門学校には職業教育という立場から、子供・若者に対し様々な体験学習の機会を提供することを期待する。

(3) NPO

- 「総合的な学習の時間」の導入をきっかけに、NPOの教育支援活動が活性化した。しかし、当時は、NPOが有している教育コンテンツをそのまま学校教育に取り入れようとしたケースが少なくなかったため、学校側のニーズとの間にミスマッチが生じてしまうという課題があった。NPOが教育支援活動を行う際は、教育課程をはじめとした学校教育の仕組みを理解することが、効果的な教育支援活動を行う上で不可欠である。
- NPOは、企業や大学よりも地域に身近な存在として、学校教育を支援する役割が期待されている。例えば、特定非営利活動法人日本NPOセンターが開設しているNPO法人データベースを見ると、「教育」というキーワードを掲げているNPOが都内に2,985件（平成23年12月31日現在）あることが分かる。これらのNPOが学校教育の仕組みを理解し、学校と協働して子供・若者の教育支援活動に取り組むことになれば、学校と外部資源との連携がもっと活性化する可能性がある。
- ネットワーク協議会の加盟団体は、80団体に及び、キャリア教育をはじめ、環境教育、福祉教育、芸術・文化などの教育コンテンツの開発を行うとともに、教育支援活動にも積極的に取り組んでいる。例えば、ネットワーク協議会が加盟団体のNPO等と連携して行った経済産業省の「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」（平成17～19年度）では、雑誌編集者等の専門家とともに、中学生の職場体験の成果をフリーペーパーにまとめる「job job」プロジェクトに取り組んだ。「事前学習－職場体験－振り返り」といった体験学習に不可欠な学習プロセスを取り入れたことで、このプロジェクトに参加した中学校の関係者から評価された。
- 教育支援活動を行うNPOにとって、教育コンテンツの開発と同様に重要なのが、キャリア教育のコーディネート機能を発揮することである。平成20年に経済産業省が実施した調査¹²によると、キャリア教育のコーディネートに取り組むNPOは「熱意」、「自信」、「主体性」、「貢献」、「責任感」、「使命感」などの意識、「教育課程」、「学校事情」、「地域問題」、「企業情報」などの知識、「柔軟性」、「傾聴力」、「批判的思考」、「交渉力」、「課題発見・解決」、「情報収集・発信」、「粘り強さ」、「働きかけ力」、「俯瞰力」などのスキル・ノウハウなど、様々な資質・能力を有していると紹介されている¹³。
- NPOの関係者には、今後教育コンテンツの開発のみならず、学校教育の仕組みそのものへの理解を深めるとともに、キャリア教育をコーディネートするスキルを高めることが期待される。

(第2章 注)

- 1 キャリア教育の「キャリア（career）」とは、馬車などの乗り物が通った後にできる車輪の轍（わだち）というのが語源で、ここから人が生きていく中で担っていく様々な役割・仕事などの足跡を意味するようになっている。一人一人のキャリアは、ある年齢から突然に必要とされるものではなく、子供・若者の発達やその課題達成と深く関わりをもって捉えられるものである。子供・若者一人一人が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」と呼んでいる（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」平成23年1月）。
- 2 「勤労観・職業観を育てる教育」という表現は、文部科学省が平成16年1月に出した「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」において用いられたもので、学校がキャリア教育を推進する際に、基本として活用されたものである。
- 3 東京都教育委員会では、第5期東京都生涯学習審議会答申（平成17年1月）を受け、学校・家庭・地域の協働の仕組みである「地域教育プラットフォーム」モデル事業を実施した（平成17～19年度）。その他、京都市、高知県、大阪府、山梨県などの地方公共団体が、国に先駆けて「学校と地域の連携」に関する施策を実施していた。
- 4 学校支援ボランティア推進協議会事業における教育支援コーディネーターの担い手は、PTA役員のOBやOG、地域の青少年活動指導者等である。
- 5 教育支援コーディネーターの位置付け、役割等についても各区市町村や学校によって異なっている。現在、東京都教育委員会では教育支援コーディネーターの力量形成を図るため、学校支援ボランティア推進協議会事業を実施している区市町村教育委員会に対し、「教育支援コーディネーター出前研修」の実施を呼びかけ、10区市（平成23年度予定）でこの研修会が実施されている。
- 6 全国都道府県教育長協議会第2部会基礎調査「地域の教育力を活用した学校支援のあり方～地域と学校の連携を促すための取組み～」。都立学校に対する調査時期は、平成22年8月である。都立高校全課程（192課程）に対し調査を行い、134課程から回答があった（回収率69.8%）。また、都立特別支援学校高等部（44校）を対象に調査を行い、29校から回答があった（回収率65.9%）。
- 7 CSRとは、企業が利益を追求するだけではなく、組織活動が社会に与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者、消費者及び投資家等並びに社会全体）からの要求に対してあらゆる適切な意思決定をすることを指す。企業の経済活動には利害関係者に対して説明責任があり、説明できなければ社会的容認が得られず、信頼のない企業は持続できないとされる。
- 8 経済同友会による「学校と経営者の交流活動」の取組については、『報告書 より良き教育現場の実現に向けて－交流活動実践10年の思い－』（平成22年）を参照
- 9 東京商工会議所教育問題委員会「『企業による教育支援活動』に関する調査集計結果 景気低迷でも取り組みは『定着化』『多様化』」（平成22年）
- 10 ここで言う専門学校とは、学校教育法第126条の「専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる」に基づいて、設置されたものを指す。
- 11 例えば、東放学園高等専修学校では、「ドラマ（演劇、演技）とコミュニケーション」を組み合わせた教育支援プログラム「ドラマケーション」を開発し、学校教育支援活動を展開している。
- 12 経済産業省経済産業政策局・産業人材政策担当参事官室（委託者）、株式会社ベネッセコーポレーション（受託者）「平成19年度『キャリア教育コーディネート機能等に関する調査』報告書」（平成20年3月）を参照
- 13 経済産業省のキャリア教育プロジェクトに参加したNPOが集まり、平成23年3月に一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会が設立され、キャリア教育コーディネーターの資格化（民間認定資格）も図られている（<http://www.human-edu.jp/aboutus>）。

第3章 企業・大学・NPO等による教育支援の意義

1 子供・若者の「学ぶ意欲」、「働く意欲」を引き出す

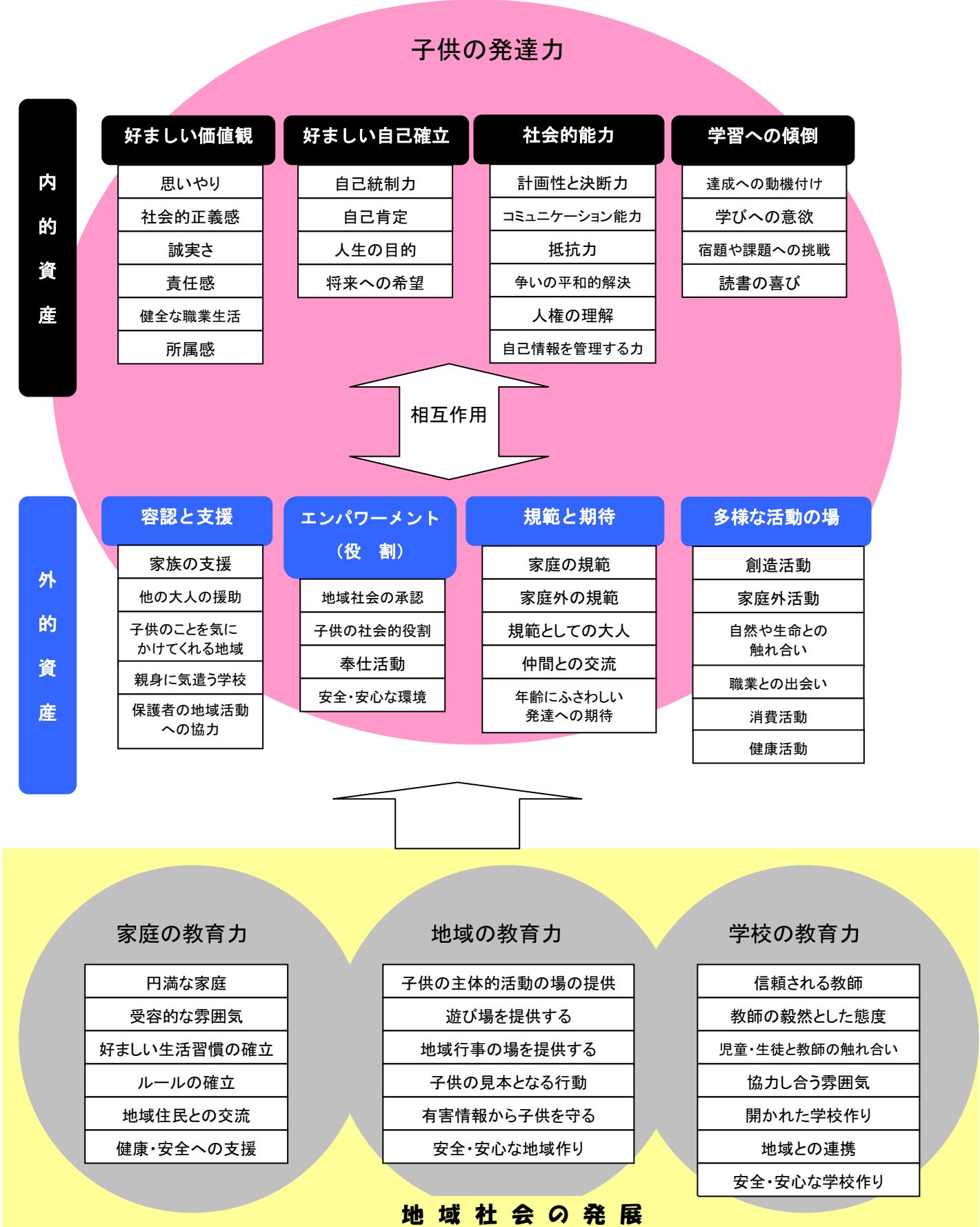
- 平成15年に経済同友会教育委員会が出した提言『若者が自立できる日本へ～企業そして学校・家庭・地域に何ができるのか～』では、現代の若者が抱える最大の課題は、「意欲を失い、自立しようとしていない若者が増加傾向にある」ことである¹という指摘をしている。
- 自立した社会人・職業人となるために子供・若者に対し、必要となる能力や態度を育てるためにはどのような取組が必要になるのか。中教審キャリア教育答申によれば、「キャリア教育の実施に当たっては、社会や職業に関わる様々な体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子供・若者に自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を得させることが重要である」としているが、ここで重要なのが、体験学習を通じた「気付き」という視点である。
- なぜ、社会や職業に関わる体験学習を通じた「気付き」が重要なのか。それは、実際に教育を受ける側の子供・若者の意欲やモチベーション（意欲の源となる動機）の向上と密接に関係しているからである。
- 子供・若者のモチベーションを高めるためには、彼らの内発的動機付けを重視する必要がある。例えば、子供が何か好きなことに没頭している時がある。その場面では、好きなことに没頭するのが目的であり、そこから得られる楽しさや達成感、充足感自体がその子にとっての資産となる。人は、自己目的を達成するために自発的に学習し、最大限の努力をしようとするのである。
- 意欲があり、自立意識が高い若者は、どのような子供時代を過ごしていたのかについて、平成18年にベネッセ教育研究開発センターが「若者の仕事生活実態調査報告書－25～35歳の男女を対象に－」という調査を行った。この調査の目的は、小・中学生時代の体験が成人後の仕事における態度・能力の自信にどの程度寄与しているのかというものであった。調査結果は、成人になっての自己評価が高い層の人たちは、子供時代に「親や学校の先生以外の大人と話すこと」や「地域の行事に参加すること」を通じて、①自分の考えを分かりやすく説明すること、②自分の適性や能力を把握すること、③自分から率先して行動することなどの力が形成されたと自己評価しているという内容だった²。
- この調査報告は、「生活スキル」や「コミュニケーションスキル」といった能力が、単に家庭の中で獲得されるものではなく、地域社会の中で多様な人との関係性を築いていく過程の中で獲得されるものであることを示している。

- 子供・若者が幼児期から他者との相互交流を豊かにし（つまり、多様な社会体験を積み）、他者と共同で行う実体験を豊富にする環境を作ることにより、多くの「気付き」が生まれるのである。
- 他者と共同で行う実体験や他者との相互交流の繰り返しにより、子供・若者に社会関係を作る力の基盤が形成され、それを原動力に広い範囲で他者との相互交流を求めるようになっていく。このようなプロセスを通じて、子供・若者の社会に参加・参画する力が形成されていく³のである。

2 多様な主体との相互交流が子供・若者の成長・発達を支える

- ここでは、子供・若者が成長・発達段階で他者との相互交流を通じて身に付けることが期待される、又は獲得することが望ましいとされる能力や態度を「発達資産」(Development assets) という考え方を用いて説明してみたい。
- 「発達資産」という考え方とは、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの調査研究（平成17年度）によれば、アメリカの社会教育団体（サーチ・インスティチュート）が提唱したもので、「青少年の教育や健康面でより発達を促す環境的諸力及び内面的諸力」のことを指し、それを「40の発達資産」に分類している⁴（図4参照）。
- 「40の発達資産」は、大きく「内的資産」(internal assets) と「外的資産」(external assets) に分類され、内的資産は、子供の好ましい心理的（内面的）な成長・発達を反映する特性や行動を指し、外的資産は、子供を取り巻く「環境」（具体的には、家庭、学校、地域などの場やその場で生活している人々から受け取る好ましい経験）を意味している（図4の下にある家庭・地域・学校の教育力は、外的資産の形成に影響を及ぼすものとして、位置付けられている。）。
- 1990（平成2）年以降、サーチ・インスティチュートは、「40の発達資産」をベースに11～18歳の子供・若者を対象に多くの調査を実施している（300万人以上のデータを蓄積）。その調査結果によれば、子供が蓄積している発達資産項目が多ければ多いほど、子供の行動は健康的・積極的であり、逆に発達資産項目が少なくなるにつれ、子供の行動は危険で否定的な行動になる傾向があるという⁵。子供・若者が社会的に自立していくためには、幼児期からの外的資産と内的資産が相互に関係し合いながら相乗的に発達の力を積み重ねていく必要がある。
- 子供・若者の成長発達には、他者との相互交流（「やり取り」）が必要不可欠な要素であり、他者との相互交流を活発に行っていくことが、次代を担う子供・若者の社会的自立に向けた基礎作りにつながる。それは、幼児期では家族関係の中で行われるものであるが、学童期・青年期へと成長・発達するにつれ、教員や地域住民、更には企業・大学・NPO等の関係者との相互交流へとその範囲は広がっていくのである。

図4 学童期（小学生）の子供の発達過程における発達資産



（出典）国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

「子どもの成長過程における発達資産についての調査研究報告書」（平成17年度）を一部改めた。

- 発達資産という考え方とは、単に学童期の子供を対象としたものではなく、幼児期から青年後期にわたって適用されるものである。また、発達段階ごとにその発達資産の内容は異なっている。国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの調査研究報告書では、発達資産と発達段階との関係を表3のように整理している⁶。

表3 発達資産と発達段階との関係

- | |
|---|
| ① 幼児期には、親の愛情を通して人に対する信頼と愛着を形成すること。 (保護者との関係が主となる。) |
| ② 学童期（小学生）には、基本的生活習慣とコミュニケーション能力を形成すること。 (保護者や教員との関係を主に、地域住民と出会う。) |
| ③ 青年前期（中学生）・青年中期（高校生）には、集団・社会において自分作りを模索し、社会規範意識を獲得すること。 (徐々に保護者との関係から離れ、教員や（実体験を通じて）地域住民、企業人やNPO関係者と出会う。) |
| ④ 青年後期には、就業し、社会的に自立すること。 (企業人やNPO関係者等と「仕事」を通じて出会う。) |

(出典) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
「子どもの成長過程における発達資産についての調査研究報告書」(平成17年度)を一部改めた。

- 大人は、子供・若者の各発達段階に応じてきちんと向き合い、子供・若者からの様々な投げかけに誠実に応答していくことが求められる。このやり取りは、家庭・学校・地域といった全ての生活場面で活発に行われることが望ましい。

3 子供・若者の「社会的・職業的自立」の捉え方

- 子供・若者の「社会的・職業的自立」について、本審議会として一定の考え方を述べておきたい。

(1) 「社会的自立」について

- 「社会的自立」という用語は、多様な解釈が可能であるが、平成15年12月に内閣府の青少年育成推進本部（当時）が発表した「青少年育成施策大綱」の中では、「社会的自立への支援」という表現を用い、「青少年が就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援するもの」と説明している。
- 本審議会で用いる「社会的自立」は、生活していくために必要な技能や知識を身に付けること、社会の中で基本的なルールを守り、人々と協力する態度を取れること、そして、自分に与えられた役割を果たし、その責任を取れることなど、他者との関係を作る力を付けるという意味である⁷。

- 先にも指摘したことであるが、他者との相互交流などを通じて、自己有用感（地域や社会から認められる感覚）を得る経験を幼児期から積み重ねていくという点が重要である。この経験の積み重ね（発達資産の積み重ね）により、子供・若者は他者意識を醸成し、それが更に利他的（他人を思いやる）行動や社会参加へと向かうことになる。このようにして、子供・若者に「社会的自立」の意識が芽生えていくのである⁸。

(2) 「職業的自立」について

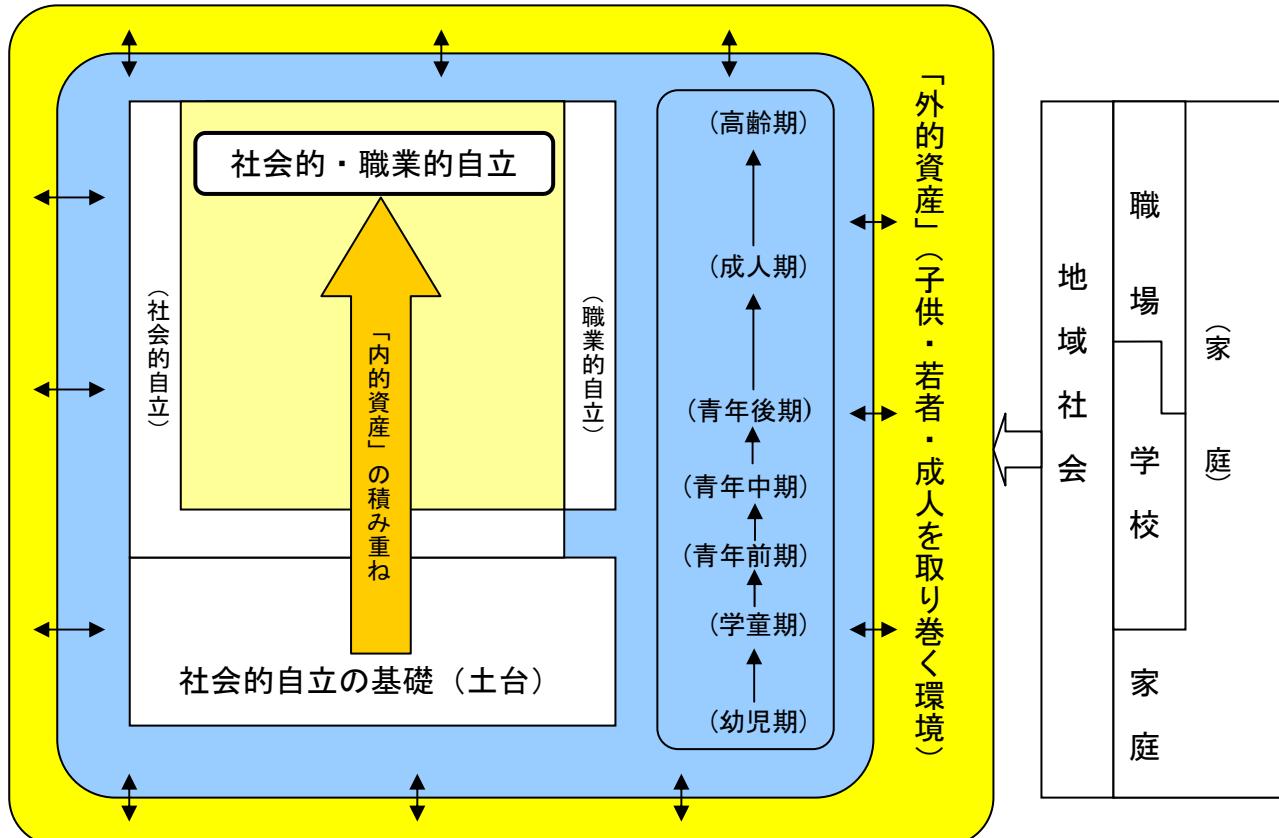
- 「職業」とは、「人は誰でもその得意とする才能や適性があり、それを現実社会の中で生かすことにより、なにがしかの賃金を得て、生活の糧を得ている活動」⁹を言う。
- 「職業的自立」とは、その人のやりたいこと、得意なことを自覚し、その上で職業適性を踏まえ、その職業を通じて現実の社会の中で貢献し、生計を立てられているという状態を指すことになる。
- 「職業的自立」を考える上で、学童期（小学生）・青年前期（中学生）で対応が必要なことは、多様な職業があることを知らせること、そしてその職業を通じて社会を構成する大人たちと出会う機会を設け、真摯に社会と対峙し、生きている大人の姿を見せることである。この段階では、子供が「働く」ということに対して好意的なイメージができるようになるということが重要である。
- 青年中期（高校生）になると、高等教育機関への進学や企業等への就職など、自身の具体的な進路選択を迫られる。この段階では、若者に「社会人になること」、「職業人になること」の意味を具体的に考えさせることが必要となる。
- しかし、「雇用の流動化」が進む現代社会においては、新規学卒一括採用システムにも陰りが見られ、高校卒業後すぐに定職に就くことが困難な状況にある。そのため、高校における就職指導は困難を極めているのが現状である。
- ベネッセ教育研究開発センターが平成17年に実施した調査¹⁰では、大学1年生の約31%が「高等学校卒業以前に職業を意識したことがない」という結果が出ている。
- また、社団法人全国高等学校PTA連合会と株式会社リクルートが平成21年に行なった調査では、自分の将来像を考えたとき、約70%の高校生が、目指している人や憧れている人が「いない」と回答している。
- これらの調査結果からも、高校生段階での「大人のロール・モデル」の不在が非常に深刻な問題となっていることが分かる。
- こうした状況を踏まえ、高校生が目的意識を持って自らの進路を決めることができ

るようになるための支援の在り方を検討する必要がある。

(3) 「社会的・職業的自立」の捉え方

- 「社会的自立」と「職業的自立」は、中教審キャリア教育答申等では、「社会的・職業的自立」という表現で一括りにされている。では、「社会的自立」と「職業的自立」はどのような関係にあるのか。本審議会では、図5を用いて、その関係を捉えてみることとした。

図5 社会的自立と職業的自立の関係について



- 人は生を得た時から、他者との相互交流を行いながら、発達資産を積み重ねていくことで、他人を思いやることや、社会に参加することの意味を学んでいくことになる。その積み重ねにより、「社会的自立」の基礎（土台）が形成されていく。そのプロセスの延長線上に社会的自立や職業的自立が位置付くと考える。「社会的自立」と「職業的自立」は、重複している要素が多く、相互に影響し、補完する関係にあるため、「社会的・職業的自立」という一体的な捉え方をすることが妥当である、と本審議会では考えた。
- 「社会的・職業的自立」に向けた学習のプロセスには、自己目的化した学習ではなく、地域・社会の一員（「自立した一人の人間」）として承認される仕組みが組み込まれている必要がある。

【図5】の説明

1) 幼児期から学童期にかけて「社会的自立」の基礎（土台）が形成される

→ (幼児期)

- ・食事、睡眠、衛生などの「安心・安全・健康」の確保
- ・社会生活に必要な「生活習慣」の体得
- ・家族のコミュニケーション、近所付き合い、身近な異年齢集団などの「外界とのつながり」を通じた人間関係の拡大
- ・人間関係の広がりの中で、(子供たちは)「遊びや創造活動」を通じ、多様な知識やスキルの習得

→ (学童期)

- ・内発的動機付けが外的な要因によって促進される「学びへの意欲と習慣付け」
- ・仲間集団をはじめとする多様な人間関係作りを通じた「コミュニケーション能力」
- ・「身体の健康や清潔、安全」についての意識
- ・自分の住む地域や一緒に生活する人々に対する態度（「公共性」）と「社会的正義感」の育成

2) 青年前期から「社会的自立」への一歩を踏み出す

→ (青年前期)

- ・学業へのやる気、学校への参加、家庭での学習、学校との結び付きなど「学習への参加」
- ・思いやり、平等と社会的正義、高潔さ、正直さ、責任感、自制心など「肯定的な価値観」
- ・計画力と判断力、対人関係の構築能力、文化的能力、抵抗する技術、争いの平和的解決など「社会的な能力」
- ・自己統制力、自尊心、目的の感覚、自己の将来に関する展望など「肯定的なアイデンティティ」

3) 青年中期から「職業的自立」への歩みがはじまる

1)～3)の子供・若者の成長・発達（内的資産の形成）を促す背景には、「外的資産（環境）」との相互作用がある。

〔青年中期における外的資産の例〕

○「支援」…肯定的な家族コミュニケーション

他の大人との関係(両親以外の大人が、不安や悩みについて相談に乗る)

学校によるケア(学校は、確実に知識・技術を身に付けさせ、社会や職業の情報を提供する)

○「役割」…地域社会の評価(地域の大人たちが若者たちを評価している)

若者の活用(若者は地域社会の中で有用な役割を与えられる)

他者への奉仕(奉仕活動などを通じ継続的に地域社会に貢献する)

○「規範と期待」…家族の規範・学校の規範・近隣地域の規範

肯定的な大人の影響(親や他の大人たちは、肯定的で、責任ある行動モデルとなる)

肯定的な仲間の影響(親友は責任ある行動のモデルとなる)

○「多様な活動の場」…創造的な活動(地域や学校が、音楽・演劇その他の創造的な活動の機会を提供する)

若者向けプログラム(地域や学校が、課外活動やスポーツ等のプログラムを提供する)

自然や生命との触れ合い(長期自然体験活動等の機会を提供する)

職業との触れ合い(学校・地域・企業は、社会体験・職業体験の機会を提供する)

※図5の右側にある矢印は、家庭・学校・職場・地域社会が各々の人の「外的資産」の形成に影響を及ぼすことを示している。

(出典) 立田慶裕・岩槻知也編「家庭・学校・社会で育む発達資産」(平成19年)を参考に、生涯学習審議会として整理した。

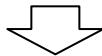
4 教育支援において企業・大学・NPO等に期待される役割

- 大人に求められる役割は、子供・若者に対し、リアルな社会を、実感を持って伝えることを通じて、生きること、自立すること、働くことに対する意欲・モチベーションを向上させることである。それとともに、子供・若者が自立した一人の人間としての役割を自覚し、明確な意思をもって自ら行動に移るよう支援することである¹¹。
- 中学生や高校生が「親や学校の先生以外の大人の人と真剣に話したことはない」という話をよく耳にする。彼らには親や教員以外の具体的な大人の姿が見えていないのである。企業・大学・NPO等が教育支援活動に取り組むことは、親や教員だけではない多様な「大人のロール・モデル」を子供・若者に提示するという役割を持っている。
- 企業・大学・NPO等の人材が自分の経験を「実感」を持って伝えることを通じ、子供・若者は、その人を通じて、社会に触れ、社会を学んでいくようになる。また、様々な経験談を聞くことにより、働くことの意義、仕事のやりがい、仲間の重要性、組織の必要性などを肌で感じることができるのである。この「経験を伝える」という取組は、当事者自身が語ることが最も説得力を持っている。
- 経験を伝えるという取組は、子供・若者に「社会人基礎力」の意味を理解させる上でも効果が大きい。社会人基礎力は、平成18年2月に経済産業省の「社会人基礎力に関する研究会」が昨今の人材育成に関わる課題、とりわけ若年層に不足が見られる「仕事の現場で求められる能力」について検討したもので、「職場や社会の中で多様な人々と共に仕事をしていくために必要な基礎的な力」とされている。その核心には、①前に踏み出す力、②考え方抜く力、③チームで働く力の三つを挙げている。社会というものが機能するためには、一人の能力を伸ばせばよいという考え方だけではなく、人と人との相互交流により、社会が成り立っていることを社会人基礎力は示そうとしている。これは、本審議会が言う「社会的・職業的自立」に通じるものである。
- 以上を踏まえ、本審議会では教育支援において企業・大学・NPO等に期待される役割を以下のように整理した（表4参照）。

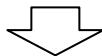
表4 教育支援において企業・大学・NPO等に期待される役割

「実社会」や「リアル」な体験を通じた学習の機会を作ることによって、

- ◆ 親や教員だけではない「大人のロール・モデル（こういう大人になりたい）」を子供・若者に提示する。
- ◆ 人と人との相互交流により、社会が成り立っていることを「実感」させる。



子供・若者は、「働くことの意義」、「仕事のやりがい」、「仲間の重要性」、「組織の必要性」などを学び、【学ぶ意欲】、【働く意欲】を持つ。



社会的・職業的自立

- 一方で、教育支援に積極的に関わる企業側にもメリットがある。教育支援活動を通じて、企業の社会貢献のメッセージを顧客等の利害関係者（ステークホルダー）に伝える、社員のモラルが高まるなど、企業自らも利益を受けている。また、企業への就職を志す学生たちも「（企業へ入って）社会に役立つことがしたい」という関心を持っている。こういった側面を企業はより一層認識することが必要であり、教育支援を受ける学校もこうした教育支援活動の成果を適切に評価し、企業側に発信していくことが重要である。

(第3章 注)

- 1 『若者が自立できる日本へ』では、現代の若者が抱える課題を以下の4点で指摘している。①将来に対する「夢」や「希望」を喪失している、②働く意義を見出せずにいる、③学ぶ意欲が低く、学ぶことが好きでもない、④社会の中で生きる力を身に付けていない。
- 2 この調査のねらいは、「現在の日本社会における若者の『自立』の意味を探ることにある。すなわち、本調査は、若者の仕事生活における自己評価や充実感に着目し、形式的な側面からではなく意識的な側面からも職業的な自立の内実を捉えようと試みた。そしてまた、そうした意味での職業的自立のために必要な能力やスキルを明らかにし、さらにそれが子どもの頃のどのような環境や体験と関連しているかについて解明することを試み」ることである。
- 3 例えば、レイヴとウェンガーは「学習とは共同体への参加のプロセスである」とし、「正統的周辺参加（学習）論」という見解を提示している。レイヴらは徒弟制を事例に挙げ、学習とは、徒弟が個人として何かを獲得していくプロセスなのではなく、職業集団への関わり方が強まっていく、こうした集団=他者との関係性の変化としてみなしている。何かを学んだというプロセスを、個人による獲得とみなすのではなく、共同体への参加とみなす、関係論的な学習観の重要性を指摘している。
- 4 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「子どもの成長過程における発達資産の調査研究報告書（平成17年度）」（平成18年4月）及び立田慶裕・岩槻知也編『家庭・学校・社会で育む発達資産』北大路書房（平成19年）などを参照
- 5 相原次男他「日本の子どもの発達資産に関する研究－『発達資産プロフィール』調査の分析を中心にして」山口県立大学学術情報 第3号（平成22年3月）
- 6 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「子どもの成長過程における発達資産の調査研究報告書（平成17年度）」（平成18年4月）では、発達資産理解の留意点として、以下の4点を指摘している。
 - ① 課題によっては、そのニーズに応じた個別の支援、処遇が必要であること。
(例えば、障害のある子供、虐待を受けて心に深い傷を持つ子供などへは、個別支援や専門的な対応が必要である。)
 - ② 子供を取り巻く成育環境が悪化している場合、又は親の養育力が低下している場合は専門機関による支援が必要であること。
 - ③ 発達資産は必ずしも即効性を有するものではないこと。
(しかし、多様な体験や内的発達は、問題行動から遠ざける力になること。)
 - ④ 子供が健全に育つためには、40の発達資産がそろわなければならないわけではなく、むしろそれぞれの立場の支援者が、その子の発達にとって必要なものを参考にして実践するところに、発達資産の意味があること。
- 7 荘谷剛彦・西研『考え方技術—教育と社会を哲学する』ちくま新書（平成17年）16-17頁
- 8 門脇厚司は、平成16年4月に茨城県東海村で行った調査（『東海村乳幼児・児童生徒実態調査』）を通じて「社会力」が五つの要素によって構成されていることを指摘している。その要素とは、①大人への信頼感、②他者への配慮、③知的好奇心、④未知の人への関心、⑤人間への信頼感である（門脇厚司『社会力を育てる—新しい「学び」の構想』岩波書店（平成22年）177-184頁）。
- 9 伊藤一雄他編『キャリア開発と職業指導～大学・高校のキャリア教育支援』法律文化社（平成23年）1-2頁参照。ここで用いられた定義は、社会学者尾高邦雄の「職業とは、個性の發揮、連帯の実現及び生計の維持を目指す人間の継続的な行動様式である。ここに挙げられた3つの要件は相互に切り離し難く関連する。この1つのみが、あるいはこれらが離れ離れに職業を規定するものではない。これらの間に1つの動的統一があり、かかる統一を成して職業を規定するのである」という定義を基に作成されたものである。
- 10 ベネッセ教育開発研究センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査－大学生を対象に－」
- 11 平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」においても、「子供たちの『生きる力』を育む重要な基盤は学校教育である。しかしながら、これは学校教育のみではなく、実社会における多様な体験等と相まって育まれ伸長していくものである」という指摘がある。

第4章 東京都教育委員会が進めるべき企業・大学・NPO等との連携による教育支援の総合的な方策について

1 公立小・中学校への教育支援について

(1) 公立小・中学校に求められること

- 小・中学校段階では、多様な体験を通じて、実社会に触れるということが重要である。第3章において指摘したように、子供たちが社会的自立の基礎を形成するためには、幼児期から「発達資産」を積み重ねていくことが大切である。
- 各公立小・中学校においては、児童・生徒の実態を踏まえつつ、どのような児童・生徒を育していくのかなどの議論を深めながら、地域住民や企業・大学・NPO等の教育力の活用を視野に入れたキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を各学校において作成することが求められる。各公立小・中学校は、この計画に基づき、地域や企業・大学・NPO等の側に協力を呼びかけていくことが重要である。
- しかしながら、学校の教員は極めて多忙な状況に置かれている。このことに関しては、本審議会としても十分認識していることではあるが、学校と企業・大学・NPO等との連携の窓口を校務分掌に明確に位置付ける¹など、学校側の体制作りも今後必要になってくるのではないかと考える。
- 学校側の体制が整い、キャリア教育に関する学校側のメッセージが明確に示されることによって、企業・大学・NPO等の側が自分たちに「何が求められているか」を正確に理解することが可能となり、効果的な連携が進むようになる。

(2) 今後東京都教育委員会が進めるべき公立小・中学校支援の方策

- これまでにも何度も述べてきたことであるが、子供の社会的自立のために重要なのは、実社会に触れるリアルな体験機会を作り、保護者、教員をはじめ、地域住民、企業・大学・NPO関係者たちが子供の育成観を共有することである。
- 小・中学校段階の子供に重要なのは、様々な「大人のロール・モデル」と出会い、多様な体験を積むことである。そのためには、学校が地域との連携をより一層推進していく必要があり、学校支援ボランティア推進協議会事業を有効に活用していくことが求められる。東京都教育委員会は、学校支援ボランティア推進協議会事業の活動がより活性化するための支援に取り組む必要がある。
- そのために、東京都教育委員会には、区市町村教育委員会との連携により、以下に挙げる取組を実施することを提案する。

〔東京都教育委員会における公立小・中学校支援の方策〕

1 都内全域に学校支援ボランティア推進協議会の取組が広がるよう支援する

学校支援ボランティア推進協議会事業の実施地区の拡大や P T C A （P T A に地域社会 [Community] を加えたもの）などの組織作りを進め、P T A の O B ・ O G や地域の青少年活動の指導者等への働きかけを行う。

2 企業人等が教育支援人材として活躍するための資質向上を図る取組を推進する

企業人等には、教育支援人材として、「参加型学習」におけるファシリテーター等の役割を担うことが今後期待される。企業人等の資質向上を図るため、ネットワーク協議会が企業等と連携し、企業人等を対象とした教育支援に関する講習会や研修会を企画・実施する。

3 企業等が開発・提供した教育支援プログラムを評価・推奨する仕組みを支援する

企業等が実施した教育支援プログラムの評価を行い、そのデータを整理し、評価が高いプログラムを「ネットワーク協議会推奨プログラム」として、学校に情報提供する。

4 企業が学校ニーズに適った教育支援プログラムを開発できるよう、支援する

(3) 地域における小・中学校段階の子供への支援方策

- かつては地域で子供たちが異年齢集団を形成し、たくさんの自由時間の中で遊び体験をするとともに、地域コミュニティの祭りをはじめとした行事に参加することなどの異世代間交流を通じて様々な「生きる知恵」を身に付けることができた²。
- 東京といった大都市部では、このような遊び体験や異世代間交流の機会が徐々に減少³してきており、体験学習の機会を意図的に作り出すということが必要である。現在都内各地で展開されている「放課後子供教室推進事業」や各区市町村で独自な展開をみせる「青少年健全育成事業」には、このような役割を果たすことが期待されている。
- こうした事業は、社会教育（ノンフォーマル教育）のプログラムとして展開されるため、地域住民の意思でプログラムの内容に創意工夫を加えることが可能となる。例えば、「路地裏遊び」をコンセプトに据え、子供の自由な発想により、遊びを工夫し実施するという内容で事業展開している地域⁴がある。この地域のように、「遊びは子供たち同士で作っていくもの」という明確な意思を地域の大人が示すことで、子供たちの主体性を喚起することもできるのである。
- 地域における社会教育事業として、子供の体験活動が活性化することは、「発達資産」を着実に積み上げていくことにつながる。

- このような活動を都内全域に広げていくために、東京都教育委員会には、区市町村教育委員会との連携を図りつつ、以下に挙げる役割を發揮する必要がある。

〔地域における小・中学校段階の子どもたちへの支援の方策〕

1 各区市町村で、放課後子供教室推進事業や青少年健全育成事業の指導者に対する研修や情報交換の機会の更なる充実を通じて、地域における体験活動の活性化を図る

現在もネットワーク協議会の教育支援コーディネーター部会による研修会の開催や大学と連携した地域教育支援人材の養成に取り組んでいるが、この内容を見直し、地域における体験活動指導者養成の体系化を図ることを検討する。

2 企業やNPO等が放課後子供教室等の関係者に教育支援プログラムや人材に関する情報を円滑に提供する仕組みを作る

企業やNPO等が放課後子供教室等の関係者に対し、教育支援プログラムや人材（企業ボランティア等）を提供する仕組み作りを進める。学校外の教育支援プログラムは、企業の意思が現場に受け入れられさえすれば、企業の特性を生かした多様な教育支援プログラムの実施が可能になるというメリットもある。それが土曜日・日曜日に行われる活動ならば、企業ボランティア等が参加しやすくなる。

3 地域における多様な体験活動の活性化を図るための普及・啓発等を行う

地域における多様な体験活動を活性化させることで、子どもたちには異年齢集団交流や異世代間交流の機会をできるだけ多く提供する必要がある。そのためには、青少年教育指導者を対象とした研修機会の提供やPTA・保護者への普及・啓発など、現代の子どもにとって体験活動が持つ意味の重要性を保護者や地域住民に理解してもらうための取組を行う。

また、学校関係者にも体験活動の重要性について理解を深めるための方策を検討する必要がある。

2 都立学校への教育支援について

(1) 都立高校への教育支援について

- 東京都教育委員会は、平成23年9月に『都立高校と生徒の未来を考えるために—都立高校白書（平成23年度版）—』（以下「白書」という。）を発表した。この白書は、「自立した社会の形成者」の育成のために「今日の都立高校に求められているものは何か」について、都立高校の状況を把握し、今日的な視点による課題を明らかにしたものである。
- この白書の第2章では、都立高校生の能力や意識の現状と課題について分析している⁵。この白書の中で本建議と密接な関係を持っている箇所は、「4.産業、雇用・就業形態の変化と若者の職業的自立意識」についての項目である。

- 白書では、以下に挙げる三つの観点から都立高校生の社会的・職業的自立の課題にアプローチしている⁶。第一は都立高校生の職業的自立意識について、第二は都立高校におけるキャリア教育・職業教育について、第三は中途退学者と、いわゆるニートやフリーターについて、である。
- 第一点目の都立高校生の職業的自立意識についてであるが、高校卒業後の離職率を見ると、都立高校生の約3割が3年以内に離職していることが分かる（図6参照）。また、都立高校生意識調査（平成23年度）によると、将来についてはっきりした目標を持っていないと回答する生徒が約4割に上っている（図7参照）。これらのことから、白書では、「職業的意識・職業観の未熟さ、進路意識や目的意識が希薄なまま進学あるいは就職する者の増加のほか、職業人としての基本的な能力の低下など、生徒の社会的・職業的自立に向けた課題が見られる」と指摘している。

図6 都立高校卒業生の就職後3年以内の離職率

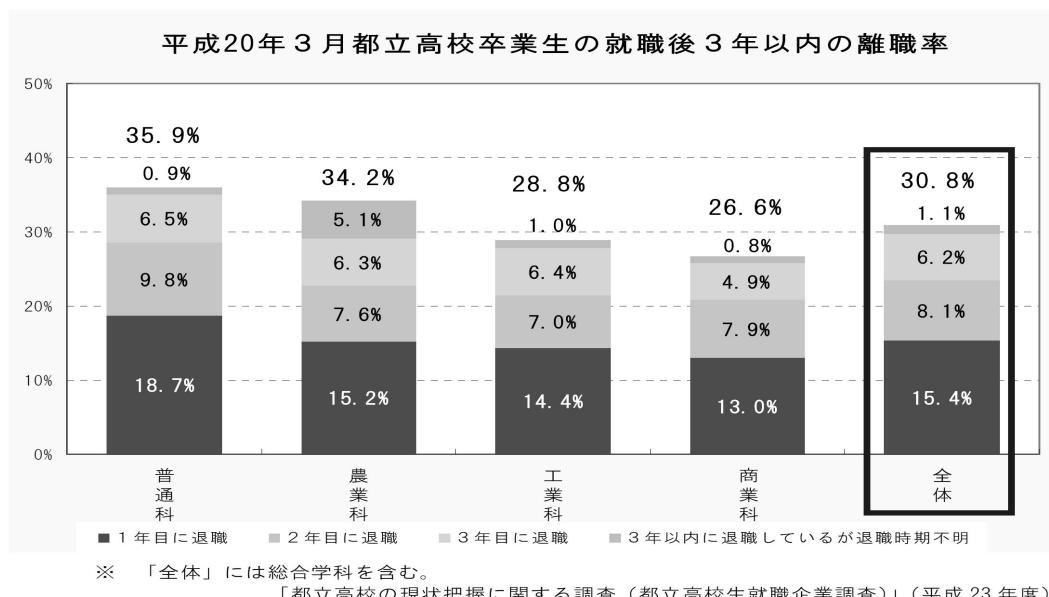
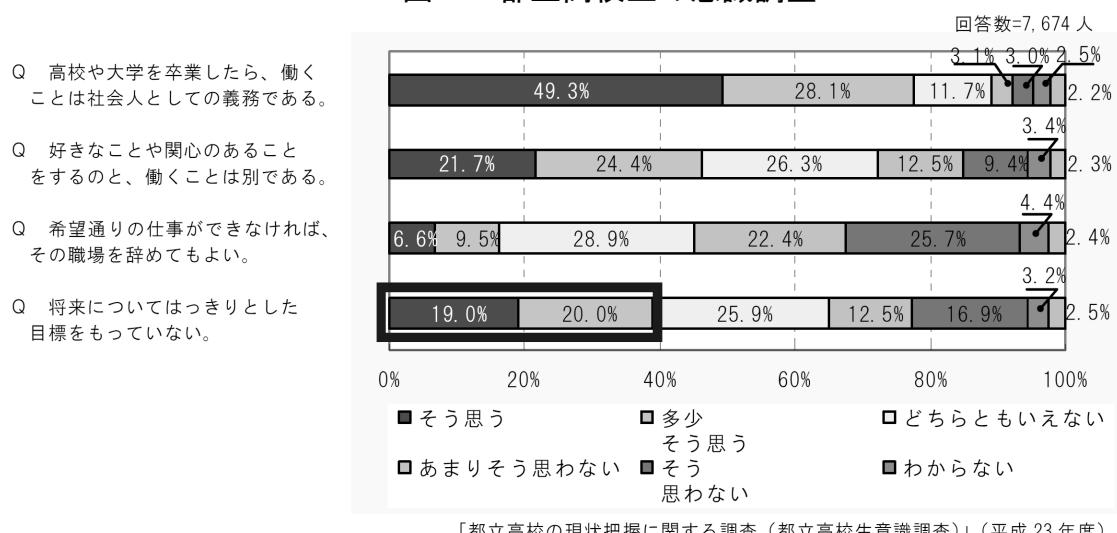


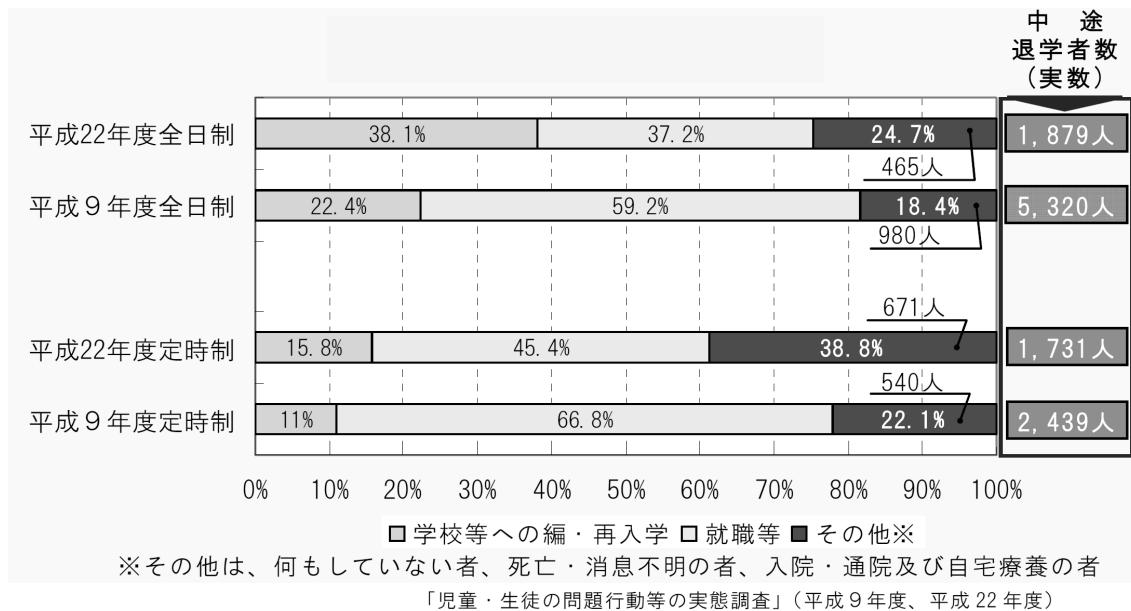
図7 都立高校生の意識調査



- 白書では「各都立高校においては、生徒が社会を知り、職業的意識・職業観を身に付けるための機会を積極的に設けることが求められており、そのためには、地域社会や企業、N P O等の学校外の組織と連携・協力していくことが不可欠である。しかし、現在の都立高校には、企業等の外部人材や教育プログラムを効果的に活用できる教員が必ずしも多くない」と述べている。
- この課題を解決するためには、第3章で指摘したように、企業・大学・N P O等の教育支援を得て、都立高校生を対象にした「社会的・職業的自立」を目指した教育支援プログラムを作るなど、新しい教育活動を東京都教育委員会として展開していく必要がある。
- 第二点目の都立高校におけるキャリア教育・職業教育についてであるが、白書では、普通科高校におけるインターンシップの充実と、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識や技能、能力、態度を育てることを目的とした「職業教育」の充実に触れている。職業教育については、一般に専門高校における教育として位置付けられてきたが、普通科高校における「職業教育」の導入も必要であるとしている。
- インターンシップについては、平成22年度には、約6割（142課程、延べ9,535人）に及ぶ都立高校生が体験している。インターンシップとは、「就職や仕事への理解や関心を高めるため、『生徒が事業所などの職場で働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接すること』」⁷を指す。インターンシップは、中学校の職場体験以上に、高校生自身のより主体的な自己決定やより深い職業理解と専門性、そのためのより高度な作業内容と責任が求められてくるのである。この質的違いを踏まえた対応が、都立高校と企業等との双方に求められる。
- 次に、職業教育であるが、これまでの職業教育は専門高校で行えばよいと考えられる傾向があった。しかし、白書の指摘にあるように、都立高校生の職業的自立意識を高めるためには、職業教育を普通高校でも学べるようにすることが必要である。
- 白書では、専門高校の場合は中途退学者が普通科と比べて多くなっており、不本意入学者や学力に課題のある生徒、実習が苦手な生徒など、入学時のミスマッチの問題や、専門高校の教員が企業現場の実態を十分に把握していないことによる実践的な指導力不足の問題も指摘している。
- これらの課題を踏まえ、職業教育にも企業・大学・N P O等の効果的な活用策を検討していく必要がある。例えば、大学や専門学校、N P O等と連携して、都立高校生の職業教育に対する興味・関心を高めることができるような教育支援プログラムを専門高校にとどまらず、広く都立高校に取り入れていく必要がある。
- 第三点目の都立高校の中途退学者についてであるが、図8にあるように、平成22年

度の都立高校中途退学者は、平成9年度と比較すれば、大幅に減少しているものの、全日制で1,879人、定時制で1,731人の計3,610人であった。しかも留意すべきことは、平成9年度と比べ平成22年度の方が中途退学後の進路状況で、学校等への編・再入学や就職等をしていない「その他」の項目に該当する者の割合が増加しているという結果が出ていることである。

図8 中途退学者の進路状況の構成



- 内閣府が行った調査報告書⁸では、高校中途退学後4年後にニートになる割合が13.7%となっている。同報告書では「そもそも中途退学者は若年無業者やフリーターなどに至る大きなリスクを伴っているが、中途退学者が多い特定の高等学校では、卒業できても就職難に遭遇したり、正規職員になりにくく、また、生育環境、貧困、低い学力、発達障害などの問題を抱えている生徒も少なくない」⁹との指摘もある。そして中途退学後又は卒業後には支援の情報が届きにくくなりがちであり、かつ、困難を有する若者が自ら情報を収集して相談機関を訪ねることを期待することは現実的ではないとの指摘もある。以上のような観点から、「高等学校には彼らを守る最後の砦としての役割が期待される」¹⁰と中途退学を未然防止することの重要性が指摘されている。
- また、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った調査¹¹では、平成22年3月に高校を卒業した者で、就職も進学もしていない者（調査では、5.7%）のうち、約半数の進路希望が高校に把握されていないという結果が出ている。
- 都立高校においても、様々な形での中途退学未然防止の取組を実施し、一定の成果を挙げているものの、高校を中途退学した者に対するその後の状況把握はなされておらず、中途退学した者のニーズ把握と次の進路決定に向けた支援を行うことが必要である。

(2) 企業・大学・NPO等と連携した都立高校生の「社会的・職業的自立」支援事業

- 株式会社リクルートが実施した『2010年（平成22年）高校の進路指導・キャリア教育に関する調査』において、進路指導を「非常に難しい」「やや難しい」と回答した高校の進路指導主事は92.8%に上っている。その要因としては「（生徒の側の）進路選択・決定能力の不足」（66.2%）、「家庭・家族環境の悪化、家計面について」（62.7%）などが上位を占めるが、前回調査（平成20年）に比べて大幅に増加したのが、「産業・労働・雇用環境の変化」（53.7%、8.1ポイント増）であった。
- 高校生の進路を取り巻く状況が激変し、「学校から職業への移行（School to Work）」が十分に機能しなくなつたにもかかわらず、高校生の就職慣行や学校における進路指導には大きな変化が見られない¹²という指摘もあり、進路指導の在り方やキャリア教育の内容を、時代状況を踏まえて見直していくことが必要である。
- キャリア教育の内容の見直しの際に、都立高校は、企業・大学・NPO等といった外部の社会資源の力を積極的に取り入れ、産業界・労働界の動向も視野に入れ、都立高校生の「社会的・職業的自立」を支援する方策を検討、実施することが求められる。

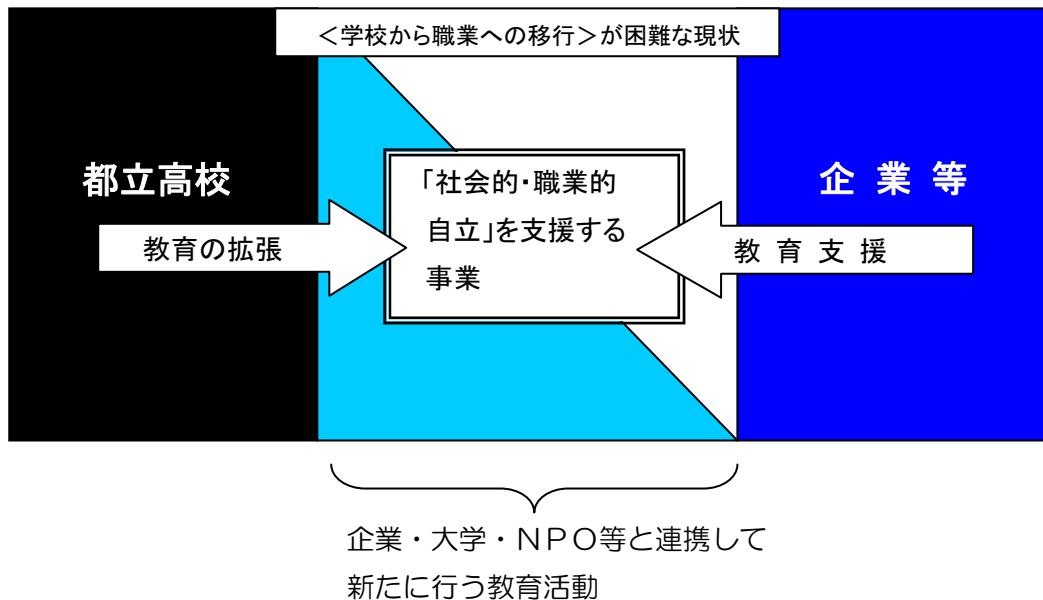
ア 企業・大学・NPO等と連携した教育支援プログラムの開発・実施

- 都立高校生たちが体験を通じて、リアルな社会を実感し、社会に参加し、働くことを前向きに捉えることができるような教育・学習活動、つまり、「為すことによって学ぶ（learning by doing）」ことを基本に据えた教育支援プログラムが必要となってくる。
- この取組で重視するのは、都立高校生の「学ぶ意欲」、「働く意欲」である。それを引き出すためには、これまで学校教育に馴染んでいた「一斉授業」とは異なったスタイルの学習方法を計画的・継続的な仕組みとして取り入れる必要がある。
- この学習方法は、いわゆる「参加型学習」¹³と呼ばれるもので、学習者（高校生）が学習過程に参加することを促すような学習形態を指す。この学習形態は、知識よりも体験を重視したものであり、一方指向的な知識の伝達ではなく、双方向的な学習の方法をとる。
- 中教審キャリア教育答申では「子供に仕事や職業を認識させるためには、社会や仕事・職業について実感をもって理解させる必要があるが、教員が多くの仕事について実感をもって指導することが困難な場合が多い」¹⁴という指摘がなされている。
- そこで求められるのは、都立高校生にリアルな社会を実感させる役割を果たすことができる人材である。本審議会としては、その役割を企業・大学・NPO等の人材に

期待する。彼らを社会人講師として、教育支援プログラムとセットで都立高校の教育活動に参画してもらう仕組みを作ることが重要である。

- 本審議会としては、これまでの審議を踏まえて、都立高校が企業・大学・NPO等の協力を得て、都立高校生の「社会的・職業的自立」を支援するための取組を提案する（図9参照）。

図9 都立高校生の「社会的・職業的自立」を支援する取組



- この取組が目指していることは、高校生自身が体験的活動を通じて、「社会的・職業的自立」の意味に「気付き」、「実感する」ことである。そして、企業・大学・NPO等の人材を社会人講師として活用することにより、体験的学習を通じた認識変容が効果的に行われるようにするための学習環境設定を行うことや、高校生の認識変容を把握し、効果的なプログラムを展開することにある。

〔企業・大学・NPO等と連携した教育支援プログラム開発の考え方〕

＜目的＞ 都立高校生が将来、職場や社会の中で多様な人々とともに働くために必要な力を身に付けていくために、高校生の意欲・モチベーションを引き出す事業を実施する。
その際に、企業・大学・NPO等の人材を社会人講師として活用する。

＜事業の特徴＞

①生徒を中心とした学習形態をとり、社会人講師はコーディネーター、ファシリテーター的役割を果たす。

※これまでの学校の教育形態は、一斉授業という方法で教科を教えるということが基本であった。

※これに対し、本事業では、様々な学習を通じて、生徒の「気付き」を促すというところに主眼をおく。

②学習方法は、「参加型学習法」を用いる。

A) ワークショップ型

B) プロジェクト・ベースド・ラーニング型

C) 校外体験型

③都立高校の教育課程の状況に応じて、教育支援プログラムを設計する方法をとる。

※ 「総合学科」や「単位制」など、教育課程の柔軟度が高い学科では「学校設定科目」の中に組み込むことが想定されるが、普通科の都立高校では教育課程編成の裁量の幅は狭い。

そこで、本事業のプログラムを効果的に導入するためには、学校側のニーズを踏まえた、柔軟な対応が必要となる。そのため、各学校の教育課程の状況を踏まえて教育支援プログラムのカスタマイズを行う。

＜教育支援プログラムを通じ、身に付けさせたい力＞

1) 知的創造力・価値創造力を高め、社会のリーダーたるにふさわしい資質を培う。

2) 多様な社会体験を積み重ねながら、学ぶことへのモチベーションを向上させる。

3) 社会と関わり、社会へ参加することを前向きに捉えるようになり、自己肯定感を高めるとともに、将来の納税者となるための自覚を持たせる。

イ 高校中途退学者等に対する支援策

○ 都立高校の中途退学者については、平成9年度に7,759名だったのが、平成22年度には3,610名へとその数が減っているものの、中途退学の問題は依然として深刻である。また、平成22年度における都立高校の進路未決定卒業者¹⁵は、3,567名（都立高校全卒業者の約9%）であった。

- 東京都教育委員会が行った『平成 22 年度における児童・生徒の問題行動等の実態調査』では、全日制課程における中途退学の理由が「学校生活・学業不適応」(38.3%)、「進路変更」(34.9%)、「学業不振」(17.6%) となっている。この調査は、中途退学の理由を都立高校側が回答したものであり、中途退学者自身の実際の認識と乖離があることも予想される。
- 高校を中途退学した者は、ニートなどに至るリスクが高く、中途退学後は様々な公的支援の情報が届きにくくなりがちである。また、中途退学をした者が自ら情報を収集して相談機関を訪ねることを期待することは現実的ではない。
- 内閣府の『子ども・若者白書』(平成 23 年版)によれば、中途退学者の約 7 割が「高卒の資格が欲しい」と回答しており、中途退学者の潜在的なニーズとしては「高卒資格の取得」を希望していることが分かる。その一方で、中途退学者たちの多くは自分が辞めた高校には「戻りたくない」という考え方を持っていることが分かる。
- 東京都教育委員会に求められるのは、都立高校からの中途退学の未然防止策に力を入れることである。現在も都立高校では様々な中途退学防止策に取り組んでおり、一定の成果を挙げている。しかし、このことで都立高校から中途退学者が全く出なくなるというわけではない。
- そこで、都立高校を中途退学するに至った経緯や背景について、きめ細かな把握・分析が必要である。また、都立高校を中途退学した者がその後どのような状況において生活しているかを把握・分析することも必要である。これらの状況を東京都教育委員会としてこれまでに調査したことではなく、まずはその実態の的確な把握が望まれる¹⁶。
- 次に行政に求められるのは、中途退学者等と社会とをつなぐ役割である。中途退学者等の都立高校への復学支援や、職業訓練機会への接続又は就労支援等、中途退学者等のニーズに基づいた支援策を検討することである。このように、高校中途退学者等への「学び直し」支援と労働行政とをつなぐ支援（再チャレンジの支援）の仕組みの在り方を、東京都教育委員会として今後検討していく必要がある。
- 具体的には、都立高校の中途退学者等を対象として、①高校離籍後の状況把握、②在学時の状況及び高校側の対応状況の把握、③中途退学者等が抱えているニーズの把握、④⑤のニーズを社会参加へとつないでいく相談・支援機能の検討、⑥⑦の取組を踏まえた高校への復学支援や学び直しの機会の提供、⑧労働行政や職業訓練機関、専門学校等への接続を支援する取組を検討することなどが挙げられる。

(3) 都立特別支援学校への教育支援について

- 東京都教育委員会は、都における特別支援教育¹⁷推進の基本的な方向を示すものとして、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」（長期計画）を策定した。
- この「東京都特別支援教育推進計画」の基本理念は、「発達障害を含む障害のある児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する」ことにある。
- この計画において重視していることは、個に応じた指導を充実するため、保護者、関係機関と連携した「個別の教育支援計画」¹⁸の策定・活用を進めるとともに、自立と社会参加に向けた取組を進めることである。
- 特別支援学校におけるキャリア教育を推進する上で重要なのは、小学部から高等部までの発達段階に応じた連続性の中でキャリア教育を捉えることである。具体的には、小学部や中学部における交流活動等を通じ社会的自立を目指す「ライフキャリア（生活体験を積み重ねること）」の形成と高等部における就労を目指した「ワークキャリア」の形成とを一連の流れとして押さえることが大切である。
- これまでの第一次実施計画（計画期間：平成16～19年度）及び第二次実施計画（計画期間：平成20～22年度）において、職業教育やキャリア教育の充実に取り組んできた。その代表的なものとしては、都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置¹⁹と、都立特別支援学校における職業教育及びキャリア教育の充実と就労体制の整備²⁰がある。
- 第三次実施計画（計画期間：平成23～28年度）においては、第一次・第二次実施計画の成果を踏まえ、職業教育や進路指導・就労支援の充実に向けた教育環境の整備等の取組を進めているところである。
- 特別支援教育の分野では、「学校から職業への移行」を図るために、東京都教育委員会が、福祉・保健部局、産業・労働部局、経済団体、企業等との連携体制作りを進めながら、個別支援を行っている。このような「個に応じた視点」を持つことは、中途退学者等への対応にも生かされるべき重要な視点である。
- 一方で、特別支援学校の児童・生徒がキャリアを形成していく上での課題は、障害の種別や程度にかかわらず、社会体験・生活体験の機会が不足していることである。今後は、小・中学部の段階から学校教育はもちろんのこと、放課後活動や地域活動等を通じて、地域住民等との交流などの社会体験や生活体験の機会や場を積極的に作り出し、障害のある児童・生徒の社会参加を広げていくことも併せて重要である。

ア 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を通じた都立特別支援学校への支援の充実

- これまで見てきたように、都立特別支援学校においては、「東京都特別支援教育推進計画」に基づき、個に応じた教育・指導を展開している。今後は、都立特別支援学校ごとのニーズに応える教育支援活動が行えるよう条件整備を行うことが東京都教育委員会に求められている。
- ネットワーク協議会の取組の中で、企業による都立特別支援学校への支援活動も行われている。その代表的なものが「キャリアメンタリング・プログラム」²¹と都立特別支援学校と企業とが協働で取り組む継続的なキャリア教育プログラム²²である。いずれの取組も、特別支援学校側のニーズを企業側がしっかりと把握した上でプログラム化を行っている。
- 今後ネットワーク協議会には、都立特別支援学校のニーズを掘り起こし、それを企業・大学・NPO等に対し提示し、積極的に協力を呼びかけていく取組を活性化させることが必要である。
- 知的障害特別支援学校では、小学部や中学部で、職業体験の必要性が高まってきており、こうした学校ニーズに応えるための支援・協力が企業やNPO等に求められている。都立特別支援学校と企業・大学・NPO等とのコーディネートがネットワーク協議会に期待される。
- また、視覚障害・聴覚障害特別支援学校等では、児童・生徒数が少ないこともあり、学校単位で職業体験の機会が作りにくいという状況もある。こうした学校へは、ネットワーク協議会が都立高校生に対して実施している「ジョブ・シャドウ」の取組や「キャリアメンタリング・プログラム」のように、学校や学校種別を越えた連携事業などの機会を拡充することも重要である。
- その際、企業・大学・NPO等の関係者に対して、都立特別支援学校との連携においては、「障害」に対する理解を促す働きかけが不可欠である。

3 企業・大学・NPO等との連携を推進するために

(1) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会への期待

- 今後東京都教育委員会に求められるのは、企業・大学・NPO等の教育支援ネットワークの輪を質的にも量的にも拡大することを通じて、①公立小・中学校等への支援、②地域（区市町村）で子供・若者の体験活動を実施する人々への支援、③都立学校への支援を充実させることである。

- 具体的には子供・若者の「社会的・職業的自立」を目指し、各種体験活動（奉仕・ボランティア体験、職業体験等）を通じた社会への参加を進める取組を、学校と地域との連携により活性化させることや、このような取組を企画・実施する地域教育支援人材（教育支援コーディネーター、教育サポートー、学校支援ボランティア等）のスキルアップを図る機会を区市町村教育委員会と連携・協力して作っていくことである。
- ネットワーク協議会の活動を活性化させるため、東京都教育委員会には以下の取組を実施することを期待する。
- 第一に、企業との教育支援ネットワークを拡大することである。現在、ネットワーク協議会に参加している企業数は、88社であり、まずは量的拡大を進めることが求められる。ネットワーク協議会は、教育支援活動に取り組んでいる企業の掘り起しへを進めるため、積極的なアプローチを進める必要がある。その際、企業側に学校が何を求めているかを明確に伝えることが重要である。
- 第二に、企業・大学・NPO等が取り組む教育支援活動のデータベースを整備することである。このことにより、学校関係者や教育支援コーディネーター、区市町村教育委員会関係者などが、教育支援活動の情報を入手しやすくなり、学校と企業・大学・NPO等との連携が活性化する。
- また、企業・大学・NPO等が提供する教育支援プログラムの質を高める仕組みを検討することも大切である。例えば、教育支援プログラムを推奨・評価する機能をネットワーク協議会が持つことが考えられる。このことにより、企業・大学・NPO等が自ら開発した教育支援プログラムの内容を自己評価・点検する機会を提供するとともに、学校側が教育支援プログラムを活用するための判断材料を提供することにもなる。
- ネットワーク協議会では、教育支援コーディネーター同士の相互研鑽の機会の提供や、区市町村教育委員会が行う学校支援ボランティア推進協議会事業のコーディネーター研修への協力、そして企業・大学・NPO等と教育関係者との情報交流の機会を提供する「教育支援コーディネーター・フォーラム」を実施してきた。しかし、これらの機会に学校関係者の参加が極めて少ないことが課題となっている。
- この背景には、学校関係者にネットワーク協議会の取組が十分に浸透していないことがあり、未だに教育行政の中に社会教育部門と学校教育部門との連携が不足しているという問題がある。東京都教育委員会にはネットワーク協議会の活動に学校関係者の参加を促すための方策を検討することを提案する。

(2) 東京都教育委員会の社会教育主事に今後期待される役割

- ネットワーク協議会の設置以来、企業・大学・N P O等との教育支援の輪を広げていく上で、社会教育主事は重要な役割を果たしてきた。平成20年6月の社会教育法改正により、社会教育主事の職務に「学校の求めに応じた助言機能」が加わったことで、学校と企業・大学・N P O等との連携の担い手としての役割が法的に位置付けられた。
- これまでの取組に加え、社会教育主事には、教育行政の専門的職員として、指導主事と連携・協力し、学校への支援活動を充実させるとともに、地域における子供・若者の体験活動（地域活動への参加）の支援を行うこと、さらには、中途退学者等への支援においても専門性を生かした取組を進めることを期待する。

(第4章 注)

- 1 学校と地域、企業・大学・N P O等との連携を進めることは、これから「学校経営」においては、不可欠な要素となってくる。学校管理職は、学校が置かれている地域の実情や児童・生徒の課題等を踏まえつつ、連携策を学校経営計画の中に積極的に盛り込んでいくことを期待する。
- 2 このような生活体験を通じた学習は、ノンフォーマル教育又はインフォーマル学習と呼ばれるものを通じてなされると考えられている。フォーマル教育が「制度化された学校教育制度内の教育活動のこと」を指すのに対して、ノンフォーマル教育は「正規の学校教育の枠外で、ある目的を持って組織的に行われる教育活動のこと」を指す。また、インフォーマル学習は、「日常の経験などに基づく組織的ではない学習過程全般」である。
- 3 ベネッセ教育研究開発センターの「第2回子ども生活実態基本調査報告書」(平成22年5月)によれば、「放課後の遊び場」が小学生では、「自分の家」、「友だちの家」、「公園や広場など」が全国的な傾向であるが、大都市部になると「自分の家」や「友だちの家」という答えが減り、「公園や広場など」「学校の教室」「学校の運動場」や「児童や図書館などの公共施設」といった公共の場所が増える。
- 4 例えば、杉並区立杉並第一小学校で放課後実施されている「すぎっこクラブ」がその好例である。
- 5 東京都教育委員会『都立高校と生徒の未来を考えるためにー都立高校白書(平成23年度版)ー』(平成23年9月)5-31頁
- 6 同前5 20-26頁
- 7 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「職場体験・インターンシップに関する調査研究報告書」(平成19年3月)
- 8 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「高校生活及び中学校生活に関するアンケート調査報告書」(高等学校中途退学者及び中学校不登校生徒の緊急調査)(平成21年3月)
- 9 内閣府子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」(平成22年7月)9頁
- 10 同前9 9頁
- 11 独立行政法人労働政策研究・研修機構「高校における未就職卒業者支援に関する調査」(速報)(平成22年8月)
- 12 小杉礼子は、「高校生にとって、新卒時のみに開かれる好条件の雇用というかつて『就職』が持っていた意味は、こうした事態(※大規模事業所において高卒採用からの撤退が多く起こったことにより、新規高卒労働市場の一般市場に対する優位性が大幅に縮小したこと)の下でほとんど失われた」と指摘している(小杉礼子『若者と初期キャリア』勁草書房(平成22年)24頁)。
- 13 「参加型学習」とは、従来の講義のような一方向の知識伝達型の学習ではなく、学習者が学習過程に参加することを促すような学習活動を指す。
- 14 中教審キャリア教育答申96頁
- 15 ここで言う進路未決定卒業者とは、卒業者のうち、「進学者」、「専修学校等入学者」、「就職者」、「一時的な仕事に就いた者」以外の者(「在家庭者・その他」)を指す(東京都教育庁総務部教育情報課「平成23年度公立学校統計調査報告書『進路状況調査編』」)。
- 16 内閣府では、平成21年3月に「高校生活及び中学校生活に関するアンケート調査(高等学校中途退学者及び中学校不登校制度の緊急調査)」報告書や平成23年度の『子ども・若者白書』でも特集を組んで、「高校中途退学者」の動向把握に努めている。
- 17 特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている(「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月1日付19文科初第125号))。
- 18 障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として策定するもの。この策定には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠である。

-
- ¹⁹ 都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置は5校計画され、これまで都立永福学園、都立青峰学園、都立南大沢学園の3校が開校し、職業に関する専門的な教育を行っている。専門的な教育の例としては、就労に向けて「清掃」のスキルを生徒が正しく身に付けることや都立特別支援学校全体として清掃の指導方法及び評価を統一することをねらいに発足させた検定制度がある。これは民間企業の協力を得て実施している。なお、本検定はあくまでも「特別支援学校版」であり、公的な資格を与えるものではない。
- ²⁰ 平成19～21年度までに、都立知的障害特別支援学校高等部普通科設置校を対象に「職業教育改善推進校」を指定し、作業学習の充実等を目的として実践研究を進め、その成果の一つとして、民間企業・団体との連携による「特別支援学校版技能検定制度」の開発・実施などがある。
- ²¹ 「キャリアメンタリング・プログラム」は、就職や進学を目指す生徒が社会に出ること、そして自立することに対してプラスのイメージを持てるように支援することを目的に、ゴールドマン・サックス証券株式会社が公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と連携して実施しているものである。ネットワーク協議会の取組の一環として、都立特別支援学校に参加を呼びかけ、平成23年度には10校の都立特別支援学校から、23名の生徒が参加している。プログラムの内容は、①ウエルカムセレモニー、②コミュニケーションアクティビティ（グループに分かれて、お互いを知るために質問し合う）、③アピールカードの作成（進学や就職で使うアピールカードを社員との対話で作成する）、④オフィスツアー、⑤面接準備セッション・模擬面接指導、⑥フィードバックセッションといったものである。このプログラムは、社会貢献活動の一環として取り組まれ、社員がボランティアとして協力するものである。
- ²² 継続的なキャリア教育プログラムは、東芝テックソリューションサービス株式会社が都立七生特別支援学校と協働で取り組んでいるものである。他者とのコミュニケーションや生活体験が不足しがちな特別支援学校の生徒たちにとって、「実社会と結び付く」機会を増やすためのプログラムを開発し、年間を通じ授業支援に取り組んでいる。プログラムの実施例としては、「体験！レジ係」（POSレジスターを使った授業。まず商店街での買い物体験などを行い、その後自分たちが買い物をする際に見たレジ係の仕事を体験したり、電卓を分解するというプログラム）などがある。なお、このプログラムは、平成23年3月に経済産業省主催の「第1回キャリア教育アワード」の審査員特別賞を受賞している。

おわりに

本建議では、「キャリア教育」という用語を極力使用せず、「子供・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援」という表現を用いた。その理由は、「キャリア教育」という捉え方自体が、個人に焦点を当てた概念であり、子供・若者を社会の一員として、次の社会を作る役割を持った存在として位置付ける視点が弱いと考えたからである。

次代を担う子供・若者には、自己目的のみを追求するような生き方ではなく、社会の中で自ら役割を認識するとともに、より良い社会作りを目指しつつ、その中で自己実現を遂げるような生き方をしてもらいたい。

これからの中学校教育は、教育活動を社会に開き、他者との関わり合いの中での学習を重視した教育活動を展開していくことが必要である。

企業・大学・NPO等には、子供・若者に対し、社会人・職業人という具体的な姿を通じて「生き方」を伝えることや、世代間を越えた共同体験（学習）の機会を作ることで、これまで学校の教員では教えることが難しかったリアルな社会について、“実感”を伴った“気付き”を促す役割を果たすことが期待されている。

次代を担う子供・若者の育成は、我々大人たちにとっての使命でもあることを忘れてはならない。本建議が教育関係者の中で広く論議され、企業・大学・NPO等と学校との連携が更に促進されるきっかけとなることを切に期待する。

引用文献一覧

(第1章 引用文献)

- ・児美川孝一郎『若者はなぜ就職できなくなったのか?』日本図書センター(平成19年)

(第2章 引用文献)

- ・公益社団法人経済同友会「報告書 より良き教育現場の実現に向けて 一交流活動実践10年の思いー」(平成22年)
- ・第5期東京都生涯学習審議会「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について(答申)」(平成17年)
- ・中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年)
- ・東京商工会議所教育問題委員会「『企業による教育支援活動』に関する調査集計結果 景気低迷でも取り組みは『定着化』『多様化』」(平成22年)
- ・文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」(平成16年)

(第3章 引用文献)

- ・相原次男他「日本の子どもの発達資産に関する研究 ー『発達資産プロフィール』調査の分析を中心にー」山口県立大学学術情報 第3号(平成22年)
- ・伊藤一雄他編『キャリア開発と職業指導 ～大学・高校のキャリア教育支援』法律文化社(平成23年)
- ・門脇厚司『社会力を育てる ー新しい学びの構想』岩波新書(平成22年)
- ・苅谷剛彦・西研『考え方技術 ー教育と社会を哲学する』ちくま新書(平成17年)
- ・経済産業省『社会人基礎力 育成の手引き ー日本の将来を託す若者を育てるために』朝日出版社(平成22年)
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「子どもの成長過程における発達資産についての調査研究報告書(平成17年度)」(平成18年)
- ・社団法人経済同友会「若者が自立できる日本へ ～企業そして学校・家庭・地域に何ができるのか～」(平成15年)
- ・立田慶裕・岩槻知也編『家庭・学校・社会で育む発達資産』北大路書房(平成19年)
- ・中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」(平成20年)

(第4章 引用文献)

- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター「職場体験・インターンシップに関する調査研究報告書」(平成19年)
- ・小杉礼子『若者と初期キャリア 「非典型」からの出発のために』勁草書房(平成22年)
- ・東京都教育委員会「東京都特別支援教育推進計画」(平成16年)
- ・東京都教育委員会「都立高校と生徒の未来を考えるために ー都立高校白書(平成23年度版)ー」(平成23年)
- ・内閣府「子ども・若者白書(平成23年版)」(平成23年)
- ・内閣府子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に支援するために」(平成22年)

参考文献一覧

- ・青砥恭『ドキュメント 高校中退 いま、貧困がうまれる場所』ちくま新書(平成 21 年)
- ・一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会『キャリア教育コーディネーター 新たな教育作りの仕掛け人』朝日新聞出版(平成 23 年)
- ・門脇厚司『子どもの社会力』岩波新書(平成 11 年)
- ・経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会 報告書」(平成 18 年)
- ・古賀正義編『学校のエスノグラフィー 事例研究から見た高校教育の内側』嵯峨野書院(平成 16 年)
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター「キャリア教育の更なる充実のために 期待される教育委員会の役割」(平成 23 年)
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『キャリア教育のススメ 小学校・中学校・高等学校における系統的なキャリア教育の推進のために』東京書籍(平成 22 年)
- ・小杉礼子・堀有喜衣編『キャリア教育と就業支援 フリーター・ニート対策の国際比較』勁草書房(平成 18 年)
- ・社団法人経済同友会「18 歳までに社会人としての基礎を学ぶ 一大切な将来世代の育成に向けて中等教育、大学への期待と企業がなすべきこと」(平成 21 年)
- ・寺田盛紀『日本の職業教育 比較と移行の視点に基づく職業教育学』晃洋書房(平成 21 年)
- ・中原淳『職場学習論 仕事の学びを科学する』東京大学出版会(平成 22 年)
- ・日本社会教育学会編『学校・家庭・地域の連携と社会教育』東洋館出版社(平成 23 年)
- ・本田由紀『若者と仕事 「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会(平成 17 年)
- ・三村隆男『新訂 キャリア教育入門 その理論と実践のために』実業之日本社(平成 16 年)
- ・宮本みち子「社会的排除と若年無業 イギリス・スウェーデンの対応」日本労働研究雑誌 No.533(平成 16 年)